【 添付資料12 】公営住宅に関する県の仕様等

県営住宅建築工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1．工事名称　令和　年度[第33-H　－　]　工事

2．工事場所　地内

3．用途地域等

都市計画区域	（・内　・外）	
用途地域	（・線引［・市街化区域　・市街化調整区域］　・非線引　・指定なし）	
	（・第●種●●　地域）	
防火地域等	（・防火　・準防火　・指定なし　・２２条）	
その他の地域・地区	（・駐音規制法に基づく指定区域　・１種　・２種　・３種　・４種）	
	（・風力係数算定のための地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ）	
	（・風圧力算定のための基準速度　Ｖ０＝　m/s）	
	（・市町村が定める景観条例区域　・該当　・該当なし）	
	（・積雪荷重　静岡県建築構造設計指針・同解説における区域）	
	（・積雪荷重　H12建設省告示1455号における区域　別表（※24　・））	

4．建物概要

敷地面積	㎡							
建物名称								
主要用途								
構造・階数								
工事種別								
建築面積㎡								
延べ面積㎡								

5．別途工事
・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事　・環境衛生工事
・昇降機工事　・木製建具工事　・エレベーター工事　・汚水処理設備工事
・屋外電気設備工事　・屋外機械設備工事　・駐車場工事

Ⅱ 建築工事仕様

1．共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書　建築編(令和元年度版)」（以下、「共通仕様書」という。）による。

2．特記仕様
① 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
② 特記事項は、○印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用とし、適用範囲は図示とする。
③特記事項に記載の（　．　．　）内の表示番号は、「共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の<総則　．　．　>とあるのは総則編の該当項目を示す。
④「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
⑤ 図印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
⑥ 共通仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守<総則1.1.13>の規定を優先する。
⑦ 勝帯材の使用削減に努める。
⑧ 環境対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に努める。
⑨ ユニバーサルデザインへの対応に努める。
⑩ 特記事項の「機材の品質・性能基準」は、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。

Ⅲ 電子納品等

1．納品の仕様等は電子納品運用ガイドライン(案)による。
2．貸与する設計図CADデータの有無
※有り　・無し
3．貸与するCADデータの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1 一般事項	・工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従うこと。 ・工事受注者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
	2 設計図書等の取り扱い (1.1.1)(1.1.6)	・本工事は工事請負契約約款に基き、施工する。 ・設計図書相互に相違がある場合の優先順位は下記による。 ①質問回答書 ②現場説明書 ③特記仕様書 ④図面 ⑤共通仕様書 ⑥公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和元年度版） ⑦JISその他公共規格及びこれに準ずる規格
		・疑義 ・本工事の設計図書に関する疑義は本工事契約前に質疑応答書により確認するものとする。 ・本工事施工中に生じた疑義は、工事前に質疑応答書に準ずる記録書として作成する。 ・設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められる物は、監督員の指示に従い請負金額の範囲内において施工するものとする。
	3 適用基準等	・営繕工事写真撮影要領(平成31年度版) ・工事写真撮影ガイドブック建築工事編(平成30年版) ・土木工事共通仕様書 ・突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル　独立行政法人 建築研究所 監修
	4 設計G.L.	※ 図示　・ 現状平均地盤高
	5 工事実績情報(CORINS)の登録 (1.1.4)	※工事カルテ特記仕様書による
	6 工事の一時中止 (1.1.9)	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	7 施工計画書 (1.2.2)	総合施工計画書 ・ 総合施工計画書（総合仮設計画を含む）を提出する事。 各工事毎の施工計画 ・ 仮設工事　・ 土工事　・ 地業工事　・ 鉄筋工事 ・ ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　・ 鉄骨工事　・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ　・ 押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事 ・ 防水工事　・ 石工事　・ ﾀｲﾙ工事　・ 木工事　・ 屋根及びとい工事 ・ 金属工事　・ 左官工事　・ 建具工事　・ ｶﾞﾗｽ工事　・ 塗装工事 ・ 仕上塗材工事　・ 内装工事　・ 部品及びその他の工事　・ 排水工事 ・ 舗装工事　・ 植栽工事　・ 解体工事　・　・

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	8 設備工事との取合い	施工範囲　各工事の区分表による。 施 工 図　設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督員の承諾を受ける。
	9 発生材の処理等 (1.3.11)	発生材の処理 ・引渡しを要するもの　（・金属類　・PCB含有物　・　） ・特別管理産業廃棄物　（・廃石綿　・　） ・現場において再利用を図るもの　（　）
	10 建設副産物情報交換システム	建設副産物情報交換システム 本工事の情報を「建設副産物情報交換システム(CORIS)」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督員に提出する。
	11 特定建設資材の再資源化等	特定建設資材の再資源化等 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後に弱ふかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督員と協議する。 又、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督員に報告する。 ・分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	①造成等	左記の工事	
	②基礎・基礎ぐい		
	③上部構造部分・外装		
	④屋根		
	⑤建築設備・内装等		
	⑥その他（　）		

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	①建築設備、内装材等取り外し	左記の取り外し	手作業
	②屋根ふき材		手作業
	③外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	④基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　）		手作業・機械作業の併用

・特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・建設発生木材		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	12 電気保安技術者 (1.3.3)	・ 適用する　・ 適用しない
	13 事故報告 (1.3.9)	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。 また建設工事事故報告データベースに登録すること。
	14 異常気象時等の報告	異常気象時（大雨警報・暴風警報・大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。
	15 住宅瑕疵担保責任	住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の加入又は保証金の供託の義務付け ・あり（新築住宅の場合）　・なし（新築住宅以外の場合）
	16 建築材料等 (1.4.1)	環境への配慮 1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用ﾊﾟﾈﾙ、集成材、単板積層材、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、その他の木質建材、ｺﾘﾝ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料はﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しない又は発散が極めて少ない材料を設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ及びｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性(ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｰﾉｰﾌﾞﾁﾙ及びﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｱｾﾄﾌﾞﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びｽﾁﾚﾝを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2）設計図書に規定する「ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
		材料の品質等 (1.4.2) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するものの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
		地場産品 静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図る事で地域経済の活性化に寄与する事を目的とする。 受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
		(1.4.4) 材料の検査等 現場に搬入した全ての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表２に掲げる材料については監督員の検査を受ける。尚、監督員の検査の結果、合格した材料と同じ現別の材料は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。
		(1.4.5) 試験機関　・公的試験所 ・ＪＩＳマーク表示認証を取得した製品を製造する工場 ・ＩＳＯ９０００ｓに基づく品質システムの審査登録を受けた試験所 ・その他の試験所（・製造者の自社試験所　・　）

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	17 特別な材料の工法	共通仕様書並びに標準仕様書または改修標準仕様書（共通仕様書に記載されていない場合）に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	18 技能士 (1.5.2)	※ 下表で技能士を適用する事とした職種に、1級又は単一等級技能士を配置する。 ・ 下表で技能士を適用する事とした職種に、1級・2級又は単一等級技能士を配置する。 ・ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	とび 鉄工	・とび作業 ・構造物鉄工作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ﾌﾞﾛｯｸ建築 ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	ﾀｲﾙ張り	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金 ｽﾚｰﾄ施工 かわらぶき	・内外装板金作業 ・ｽﾚｰﾄ工事作業 ・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工 建築板金	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	ｻｯｼ施工 ｶﾞﾗｽ施工 自動ﾄﾞｱ施工 建具製作	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ・ｶﾞﾗｽ施工作業 ・自動ﾄﾞｱ施工作業 ・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
ｶﾞﾗｽ工事	ｶﾞﾗｽ施工	・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工 表装 畳製作 熱絶縁施工	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・壁装作業 ・表具作業 ・畳製作作業 ・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶解ﾍﾞｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾞｲﾝﾄﾏｼﾝｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	19 施工の立会い等 (1.5.7)	「共通仕様書」に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については監督員の確認を受ける。 1．工事工程表 2．工事仮設計画書及び施工計画書 本工事の仮設・施工方法等に関する計画は、設計図書に特別定めない限り受注者の責任において定めるものとする。 3．製作工程表 施工図、原寸図、部品製作図等は製作前に作図期間、チェックバック期間、承認日を記載した製作工程表を作成する。 4．施工図、原寸図 施工上必要な施工図、原寸図、部品製作図等は停滞なく作成する。 5．総合図 （1）工事の着手に先立ち、平面詳細図、総合プロット図（外構プロット図共）天井伏図を作成する。 （2）総合図は、建築、設備等本工事及び、別途発注工事の情報をすべて盛り込みこれらの調整を行う。 （3）総合図は、必要に応じて展開図、詳細図等で補足する。
	20 化学物質の濃度測定 (1.5.9)	測定対象室及び測定箇所数 測定対象室　※当該建設戸数又は改善戸数（従後）の一割以上（10戸未満の場合は1戸以上） ・図示 測定箇所数　※各住戸２室以上 ・図示 採取条件　※住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の評価方法基準第５の６の６－３の(3)のイに定める採取条件 ・ 測定方法　※品確法の評価方法基準第５の６の６－３の(3)のロに定める測定方法 ・ 工事の施工完了後、引渡しをするまでの間に、下表の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、指針数値以下である事を確認し、報告する。 測定物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ

対象物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	0.08ppm（ 100μg/m3）
ﾄﾙｴﾝ	0.07ppm（ 260μg/m3）
ｷｼﾚﾝ	0.05ppm（ 200μg/m3）
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.88ppm（3,800μg/m3）
ｽﾁﾚﾝ	0.05ppm（ 220μg/m3）

測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を（　　部）提出する。
1．測定結果
2．試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内）、天候、風の状況、日射遮入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数）
3．試料採取方法、測定方法、使用した測定機器

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	21 検査	中間検査　※対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・ 対象外工事 建築基準法第7条の3による中間検査特定工程　・ 対象建築物　・ 対象外建築物
	22 重機類	※　低騒音型（　　）　・低振動型（　　）　・指定無し
	23 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	24 完成時の提出図書 (1.7.1)	※ 現場説明書による。
	25 保全に関する資料 (1.7.3)	次の事項を記載した保全に関する資料を（　※２部　・　部　）提出する。 1．建築物等の利用に関する説明書 2．機器取り扱い説明書 3．機器性能試験成績書 4．官公署届出書類 5．主要な材料、機器一覧表
	26 既存樹木の保護	※ 行う　（保護方法：　　）　・ 行わない
	27 既存部の汚損等	工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。
	28 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1)調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成する共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
	29 住宅性能評価基準	※設計住宅性能評価書（品確法第５条第１項の規定に基づく住宅性能評価書）による。
2 仮設工事	1 仮囲い	・ 設ける　・ 設けない
	2 ゲート	・ 成形鋼板　（・ H=3.0m　※ H=2.0m　・ H=　m） ・ パネルゲート　（・ H=　m、W=　m） ・ シートゲート　（・ H=　m、W=　m）
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設ける　・ 設ける（既存建物利用）　・ 設けない ・ 規模（・ 10㎡程度　・　㎡程度） 監督員事務所の備品等は下記による。 ・机・椅子・ｺﾞﾑ長靴・雨がっぱ・保安帽・墜落制止用器具・更衣ﾛｯｶｰ (以上は　人分) ・書籍・白板・掛時計・寒暖計・懐中電灯・受注者加入電話の子機・消火器 ・冷暖房機器・ﾊﾟｿｺﾝ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）(以上は各1ヶ)
	4 監理事務所	・ 設ける　・ 設ける（既存建物利用）　・ 設けない ・ 規模（・ 10㎡程度　・　㎡程度） 監理事務所の備品等は下記による。 ・机・椅子・ｺﾞﾑ長靴・雨がっぱ・保安帽・墜落制止用器具・更衣ﾛｯｶｰ (以上は　人分) ・書籍・白板・掛時計・寒暖計・懐中電灯・受注者加入電話の子機・消火器 ・冷暖房機器・ﾊﾟｿｺﾝ（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続：　）(以上は各1ヶ)
	5 工事表示板	・ 設置する　・ 設置しない
	6 工事用水	構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償※利用可能口径　φ　本
	7 工事用電力	構内既存の施設・利用できない・利用できる(※有償・無償※利用可能電力　W 回路
	8 工事用道路	・指定しない　・指定する（図示）
	9 足場等 (2.2.4)	内部足場の種別　※掛立、足場板等　・ 外部足場の種別　※枠組足場　・ 工事で設置する足場については、共通仕様書2.2.4(b)によるほか、「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て や解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり振置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A9971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台や墜落防護さく等を設置する。 ・外部足場の防護ｼｰﾄによる養生 （・養生ﾈｯﾄ　・ 養生ｼｰﾄ（・Ⅰ類　・Ⅱ類）　・ ﾈｯﾄ状養生ｼｰﾄ（・Ⅰ類　・Ⅱ類） ・防音ｼｰﾄ　・防音ﾊﾟﾈﾙ　・　）
	9 その他の仮設	・
3 土工事	1 埋戻し及び盛土の種別 (3.2.3)(表3.2.1)	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 Ｃ種の場合　建設発生土受入数量　㎥ 発生場所
	2 建設発生土の処理 (3.2.5)	※ 構外に搬出 搬出場所（　　）、受入条件（　　） 処分費（　　）、仮置場（　　） ・ 近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。 搬出距離　（　１０ｋｍ　）、DID区間（　・有　・無　） 仮置場　（　・有　・無　） ・ 場内指定場所に敷き均し　・ 場内指定場所に堆積 なお受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	3 地ならし (3.2.4)	※ 図示　・
	4 設計地耐力	(　　)kN/m2
	5 水替 (3.2.2)	・ 水中ﾎﾟﾝﾌﾟによる雨水排水程度　・
	6 山留め (3.3.1) (3.3.3)	・ 設置する　・ 設置しない ・ 存置する　・ 存置しない ※ 図示　・ 試掘　・ 行う　・ 行わない ・鋼矢板等の抜き後の処理　※盛ちに砂等で充填する
	7 地中障害物	工事上支障となる埋設物が発生した場合は、埋設物名、場所、寸法等を記入した資料に写真を添えて提出すること。

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	（株）○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号
工事名 県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事		図番 A-__
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書（R３．４）1/7	

4 地業工事

1 杭の載荷試験 (4.2.3)

杭の載荷試験　・行う　・行わない
試験種別　※鉛直　・水平
試験方法　※段階載荷方式　・連続載荷方式
試験杭本数(本)　・
試験杭位置、寸法　※図示
最大荷重(t)　・

2 地盤の載荷試験 (4.2.4)

平板載荷試験　・行う　・行わない
試験方法　※地盤工学会基準JGS1521-2003（地盤の平板載荷試験方法）
載荷方法　※段階式載荷　・段階式繰返し載荷
試験位置　※図示
最大荷重(t)　・

3 杭試験報告書 (4.2.5)

2部（A４版）提出する。

4 支持地盤 (4.2.4)

・杭基礎
　支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む)　※図示　・
・直接基礎
　支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む)　※図示　・
　試験掘り(根切り底の状態の確認等)　・行う　・行わない
　位置等　・図示　・原位置掘削時の根切りを試験掘りとする

5 既製コンクリート杭地業 (4.2.2)(4.3.3)

杭種

・遠心力高強度ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ杭(PHC杭)
・外殻鋼管付きｺﾝｸﾘｰﾄ杭(SC杭)　(鋼管材料　・SKK400　・SKK490)
・ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ杭(PRC杭)
・

寸法、継手、性能等(種別、種類、性能及び曲げ強度区分)

	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	コンクリート強度(N/mm2)	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭			上杭 中杭 下杭					
本杭			上杭 中杭 下杭					

杭先端部形状　・開放形　・半開放形　・閉そく形　・

施工方法

(4.2.2)(4.3.4)

・セメントミルク工法
　ｱｰｽｵｰｶﾞｰの支持地盤への掘削深さ　・1.5m程度　・
　杭の支持地盤への根入れ深さ　・1.0m程度　・
　杭の精度　水平方向の位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　　杭の傾斜　・1/100以内　・
　試験杭　試験杭の位置　・図示による　・
　試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・

(4.2.2)(4.3.5)

・特定埋込杭工法
　・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法
　・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内α, β, γが下記の値を採用できる工法
　　α=(　), β=(　), γ=(　)
　工法　・ﾌﾟﾚﾊﾞｰﾘﾝｸﾞ拡大根固め工法　・中掘り拡大根固め工法　・
　杭周固定液　・使用する　・使用しない
　杭の精度　・水平方向の位置ずれ
　　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　　・杭の傾斜
　　・1/100以内　・
　試験杭　試験杭の位置　・図示による(　　)　・
　　試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・

(4.3.6)

杭縦手工法　・アーク溶接継手
　・無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
　工法　※審査(評定又は大臣認定)を受けた工法
　検査　※審査(評定又は大臣認定)により定められた項目
　施工　※審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による

(4.3.8)

杭頭の処理　・処理する　・処理しない
　処理方法(切断に伴う補強方法含む)
　・図示による　・
杭頭の中詰め材料　・基礎のｺﾝｸﾘｰﾄと同調合のもの　・

6 鋼杭地業 (4.2.2)(4.4.3)

種類の記号　・SKK400　・SKK490　・
　・SHK400　・SHK490M　・

(4.2.2)(4.4.3)

寸法、継手等

	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭			上杭 中杭 下杭				
本杭			上杭 中杭 下杭				

(4.4.3)

杭先端部形状　・開放形　・半開放形　・閉そく形　・
先端部の補強　・共通仕様書　図4.4.1、表4.4.2による　・
先端部の補強(補強ﾊﾞﾝﾄﾞ等)及びその他付属品の材質
　・SS400と同等又はそれ以上　・

(4.2.2)(4.4.4)

・特定埋込杭工法
　・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法
　・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内α, β, γが下記の値を採用できる工法
　　α=(　), β=(　), γ=(　)
　工法　・ﾌﾟﾚﾊﾞｰﾘﾝｸﾞ拡大根固め工法　・中掘り拡大根固め工法　・
　杭周固定液　・使用する　・使用しない
　杭の精度　・水平方向の位置ずれ
　　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　　・杭の傾斜
　　・1/100以内　・
　試験杭　試験杭の位置　・図示による(　　)　・
　　試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・

・その他の工法　構造特記による。

(4.4.5)

杭の現場継手
・溶接継手
　形状　・JIS A 5525による　・
　溶接材料　・共通仕様書7.2.5(a)または(b)による　・
　溶接部の確認方法　・共通仕様書7.6.10による　・
　抜き取り率　・全数　・

(4.4.6)

杭頭の処理　・処理する　・処理しない
　処理方法(切断に伴う補強方法含む)
　・図示による(　　)　・
杭頭の中詰め材料　・基礎のｺﾝｸﾘｰﾄと同調合のもの　・

7 場所打ちコンクリート杭工事 (4.5.4)(表4.5.1)

鉄筋の加工、組立て　・無溶接工法　・溶接工法
鉄筋のかぶり厚さ　・
ｾﾒﾝﾄの種類　・高炉ｾﾒﾝﾄB種　・
ｺﾝｸﾘｰﾄ設計基準強度　・
ｺﾝｸﾘｰﾄの種別　・A種　・B種
構造体強度補正値　・3N/mm²　・
試験杭の位置　・図示による

(4.5.5)

・ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ工法、ﾘﾊﾞｰｽ工法、ｵｰﾙｹｰｼｼﾝｸﾞ工法
　安定液　・使用する　・使用しない
　種別　・
　使用材料　・
　ｺﾝｸﾘｰﾄの打設方法　・
　本杭の孔壁確認方法　・超音波測定器　・
　杭の精度　・水平方向の位置ずれ
　　・100mm以下　・
　　・杭の傾斜
　　・1/200以内　・

(4.5.6)

・場所打ち鋼管ｺﾝｸﾘｰﾄ杭工法、拡底杭工法
　支持地盤の位置　・図示　・
　支持地盤の種類　・図示　・
　杭の精度　・水平方向の位置ずれ
　　・100mm以下　・
　　・杭の傾斜
　　・1/200以内　・

8 砂利地業 (4.6.2～3)

材料　※再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・切込砂利及び切込砕石
厚さ　・50mm　※60mm　・100mm
砂利地業の上に防湿層を直接施工する場合は、防湿層の下に目つぶし砂敷き均し(t=30)

9 捨コンクリート地業 (4.6.4)

捨ｺﾝｸﾘｰﾄの厚さ　※50mm　・
施工範囲
・基礎梁下、土に接するｽﾗﾌﾞ下　・図示による(　　)
設計基準強度　※18N/mm2　・
ｽﾗﾌﾞ　※15cm又は18cm　・

10 床下防湿層 (4.6.5)

・設ける　地中梁がある場合は、250mmのみ込み
・設けない
材料　※ｶﾞﾗｽﾃﾚﾝﾌｨｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上　・
施工範囲　・建物内の土間ｽﾗﾌﾞ及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄ下(ﾋﾟｯﾄ下を除く)

11. 土間スラブ(土間コン)下断熱材

・設ける　A種ポリスチレンフォーム３種b　厚さ(・25mm　・　mm)
・設けない

12 地盤改良工法

種類及び施工方法等　・図示による(　　)　・

5 鉄筋工事

1 鉄筋の種別 (5.2.1)(表5.2.1)

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295A	・D16以下	
・SD345	・D19以上	土間
・SD390	・D29以上	
・UHD685	・D13	高強度せん断補強筋　※建築基準法37条認定

2 溶接金網 (5.2.2)

JIS G 3551のJIS表示認証製品

種　類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	適用箇所
・溶接金網			
・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手 (5.3.4)(5.5.2)(5.5.3)

継手方法等

部　位	継手方法	呼び径(mm)
柱、梁の主筋	・ｶﾞｽ圧接　・機械式継手　・溶接継手	≧D19
耐力壁の鉄筋	・重ね継手　・	≦D13
その他の鉄筋(　)	・重ね継手　・	

先組工法等の継手位置　・同一箇所　・400mm以上離す
各部配筋
※　図示によるほか、標準仕様書各部配筋参考図による

4 軽量コンクリートかぶり厚さ (5.3.5)

土に接する部分　・有り　適用箇所(　　)　・無し

施工箇所	公住仕表5.3.6の値に加える寸法(mm)
	・10mm　・

5 耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さ (5.3.5)

塩害等を受けるおそれの有る部分等　・有り　適用箇所(　　)
　・無し

施工箇所	公住仕表5.3.6の値に加える寸法(mm)
外気に接する打放し仕上げ	・10mm　・

6 機械式継手及び溶接継手 (5.5.1～5.5.3)

使用箇所　※図示による
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　・A級　・
機械式継手の種類(　　)
鉄筋相互のあき　・図示による
品質の確認方法　・図示による
不良となった継手の修正方法等　・図示による

7 圧接完了後の抜取試験 (5.4.10)

外観試験　※行う(全数)
抜取試験　※超音波探傷試験
　試験の箇所数等　・共通仕様書5.4.10による　・
　・引張試験
　試験片の採取数は、ﾛｯﾄに対して(※3本　・　)とする

6 コンクリート工事

1 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製造工場 (6.4.1)

※品質管理監督検査会格工場(○適ﾏｰｸ取得工場)
・

2 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度 (6.2.2)

普通ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	スランプ	適用箇所
・24・30	・	
・21	・	
・	・	

軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	スランプ	適用箇所
・	・	
・	・	

3 コンクリート種別 (6.2.1)

種別
※　Ⅰ類　(JIS A 5308への適合を認証されたｺﾝｸﾘｰﾄ)
　・Ⅱ類　(JIS A 5308に適合したｺﾝｸﾘｰﾄ)

4 気乾単位容積質量 (6.2.3)(6.10.2)

普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　・2.3t/m3程度　・
軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ　・1.6t/m3程度　・1.95t/m3程度　・

5 コンクリートの仕上り (6.2.5)(表6.2.3)(表6.2.4)(表6.2.5)

部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値
・共通仕様書　表6.2.3による　・
合板せき板を用いるｺﾝｸﾘｰﾄの打放し仕上げ

種　別	適用箇所
・A種	
・B種	
・C種	

ｺﾝｸﾘｰﾄ仕上りの平たんさ

種　別	適用箇所
・a種	
・b種	
・c種	

6 セメント (6.3.1)

種類
※ 普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ、高炉ｾﾒﾝﾄA種、ｼﾘｶｾﾒﾝﾄA種又はﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄA種
　普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/gは以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。
・高炉ｾﾒﾝﾄB種G
・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種G

7 骨材 (6.3.1)

ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分　※ A　・ B

8 混和材料 (6.3.1)

・混和剤の適用（・AE減水剤　・高性能AE減水剤　・　）
・混和材の適用（ﾌﾗｲｱｯｼｭⅠ種又はⅡ種　・高炉ｽﾗｸﾞ　・膨張材　・　）

9 ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.4)(6.8.1)

打継ぎの位置　※図示
目地寸法　※「9防水工事　ｱｼｰﾘﾝｸﾞ」による
間隔・位置・形状　※ 図示

10 打増し厚さ(打放し仕上げ部) (6.8.2)

・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
　・20mm　・
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
　・10mm　・

11 型枠 (6.8.3)

せき板の種別
・合板（※B種　・A種(コンクリート打放し仕上げA種の場合)）　・
断熱材の兼用　・行わない　・行う
MCR工法用シート　・用いる　・用いない
　打増し厚さ　・20mm　・
　打増し範囲　図示による　・

12 スリーブの材種 (6.10.2)

※共通仕様書6.8.2(9)(イ)及び共通仕様書表6.8.1による

材種	施工箇所
・鋼管	
・硬質ポリ塩化ビニル管	
・溶融亜鉛めっき鋼板	
・つば付き鋼管	
・紙チューブ	

13 軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.10.2)

種類	施工箇所
・1種	
・2種	

スランプ　※21cm　・

14 寒中ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.11.1)

適用期間　・図示による　・
　・積算温度を基に定める場合　・図示による　・

15 暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.12.2)

構造体強度補正値(S)　※6N/mm2

16 ﾏｽｺﾝｸﾘｰﾄ (6.13.2)

セメントの種類　・中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ
　・高炉ｾﾒﾝﾄB種G　・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄB種G
　・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄにJIS A 6206に適合するｺﾝｸﾘｰﾄ用高炉ｽﾗｸﾞ粉末の4000を混合したもの
適用箇所　※図示による　・
・混和材
　混和材の種類　※JIS A 6206に適合するｺﾝｸﾘｰﾄ用高炉ｽﾗｸﾞ微粉末の4000G
・混和剤
　混和剤の種類　※JIS A 6204に適合するAE減水剤又は高性能減水剤
スランプ　※15cm　・

17 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.14.1)

無筋ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	ｽﾗﾝﾌﾟ	適用箇所
※18	※15又は18	※共通仕様書6.14.1(4)　・図示
・	・	
・	・	

18 流動化ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.15.1～6.15.3)

種別	ベースコンクリートのスランプ(cm)	流動化コンクリートのスランプ(cm)	適用箇所
普通コンクリート	・10 ・12 ・15	・18 ・21	

19 高強度ｺﾝｸﾘｰﾄ (6.16.1～6.16.4)

高強度ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度

設計基準強度(N/mm2)	水ｾﾒﾝﾄ比・単位ｾﾒﾝﾄ量	ｽﾗﾝﾌﾟ	適用箇所
※36	・	※21	・図示
・		・	
・		・	

20 止水板

形式　・差込式　・据置式　・壁張り式
施工位置　※図示

7 鉄骨工事

1 鉄骨の製作工場 (7.1.3)

※建築基準法に基づき指定性能評価機関の性能評価・国土交通大臣の認定を受けた製作工場で、下記グレード以上の認定を受けた製作工場
　・Sｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Hﾌﾞﾚｰﾄﾞ　・Mﾌﾞﾚｰﾄﾞ　・Rｸﾞﾚｰﾄﾞ　・Jｸﾞﾚｰﾄﾞ
　・上記のもの以外の製作工場(・　監督員の承諾する製作工場　・　)

2 施工管理技術者 (7.1.4)

・配置する　・配置しない

3 鋼材の種別 (7.2.1)(表7.2.1)

規格番号	種類の記号
JIS G 3101	・SS400　・SS490　・SS540
JIS G 3106	・SM400A B C　・SM490A B C　・
JIS G 3114	・SMA400AW AP BW BP CW CP　・
JIS G 3136	・SN400A B C　・SN490B C
JIS G 3138	・SNR400A B　・SNR490B
JIS G 3350	・SSC400
JIS G 3353	・SWH400
JIS G 3444	・STK400　・STK490
JIS G 3466	・STKR400　・STKR490
JIS G 3475	・STKN400W　・STKN400B　・STKN490B
建築基準法に基づき指定又は認定	

4 高力ボルト (7.2.2)

ボルトの区分
・ﾄﾙｼｱ形高力ﾎﾞﾙﾄ　・JIS形高力ﾎﾞﾙﾄ
すべり係数試験　※ 行わない　・行う
　試験方法等　・図示による　・

5 普通ボルト (7.2.3)

ボルト及びナットの材料
・共通仕様書7.2.3による　・
座金　・共通仕様書 7.2.3の(4)による　・
ボルトの径　・図示による　・

6 溶融亜鉛めっき高力ボルト

摩擦面の処理
・ﾌﾞﾗｽﾄ処理（表面粗度50μmRz以上）　・りん酸塩処理
ﾌﾞﾗｽﾄ処理及びりん酸塩処理の場合はすべり係数試験は行わない。
ﾌﾞﾗｽﾄ処理及びりん酸塩処理以外の処理を行う場合のすべり係数試験
※行う・行わない
（試験方法は技術協会「溶融亜鉛めっき高力ﾎﾞﾙﾄ接合設計施工指針による」

7 アンカーボルト (7.2.4)(7.10.3)

適用　・建方用ｱﾝｶｰ
　材質　・SS400　・
　・構造用ｱﾝｶｰ
　材質　・SNR400B　・
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ及びﾅｯﾄのねじの種類の規格、及び仕上げの程度
※共通仕様書　表7.2.3による　・

8 溶接材料 (7.2.5)

・共通仕様書7.2.5の(1)及び(2)以外の溶接材料(　　)

9 デッキプレート (7.2.7)(7.7.8)

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	溶接方法
・構造床		・図示　・	・焼き抜き栓溶接
・合成ｽﾗﾌﾞ		・図示　・	・ｱｰｸｽﾀｯﾄ溶接
・床型枠用鋼製ﾃﾞｯｷ		・図示　・	・隅肉溶接

開口部補強要領(補強筋の定着長さ等を含む)　・図示による　・
鉄骨部材への溶接方法　・図示による　・
耐火認定　・有り　・無し
耐火時間　・図示による　・

10 柱底均しﾓﾙﾀﾙ (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2)

ﾓﾙﾀﾙの種別　※無収縮ﾓﾙﾀﾙ　・
柱底均しﾓﾙﾀﾙの厚さ　・50mm　・30mm　・

11 工作図 (7.3.2)

現寸図の作成(自動加工装置を用いる場合は省略可能)　・行う　・行わない
監督員による現寸検査(原寸図を作成した場合)　・行う　・行わない
※増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上、工作図を作成すること
※ｸﾞｰｼﾞ、ﾋﾟｯﾁ、ﾍﾘあきは図面による。

12 鉄骨の仮組 (7.3.10)

・行う　※ 行わない
仮組を行う範囲　・図示による　・
確認方法、確認項目　・図示による　・

13 溶接作業における技能資格者 (7.6.3)

溶接作業者の技量付加試験　※ 行わない　・行う
試験の要領　・

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号	縦　作 横　図
工事名　県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事			図番 A-__
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書(R３.４) 2/7		

添付資料 12－２

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

14 溶接施工 (7.6.5) (7.6.7)

開先の形状　・図示による　・
ｽﾀﾗｯﾌﾟの形状　・図示による　・
ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞを切除する部分　・見え掛り部となる部分(・図示による(　　)　・　)
・見え隠れ部となる部分(・図示による(　　)　・　)
溶接部の余盛り高さ　・JASS 付則6「鉄骨精度検査基準」付表3「溶接」による　・
※回形ﾌﾗｯｸｽﾀﾌﾞの使用
回形ﾌﾗｯｸｽﾀﾌﾞを使用する場合は人間検定技能会議の実施する認定試験の合格者
若しくは、日本ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞ協会の実施する施工講習会受講者が施工すること。
低応力高サイクル疲労を受ける部位　・有り（位置　※図示）　・無し
切断面の仕上げ　・共通仕様書7.6.7(1)(b)(b)2による
切断範囲　・ｴﾝﾄﾞﾀﾌﾞ、裏当て金等は、梁ﾌﾗﾝｼﾞの縁から5mm以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は交差部をｱｰﾙ状に加工する

15 溶接部の試験 (7.6.12)

完全溶け込み部の超音波探傷試験
※行う　・行わない
・工場溶接の場合　AOQL(%)　※4.0　・2.5

節	・全て	・	・	・
検査水準	※ 第6水準	・	・	・

・現場溶接の場合　AOQL(%)　※4.0　・2.5
平12建告第1464等第二号に関する外観試験方法等
・「突合せ溶接継手の食い違い仕口のずれの検査・補強ﾏﾆｭｱﾙ」3.5.2受入検査による
・抜き取り検査①　※抜き取り検査②
JASS 6 付則 6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験方法等
・JASS 6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。
ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、
超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の
不合格箇所は、全て共通仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。

16 錆止め塗装 (7.8.3)(7.8.4)

素地ごしらえ　※C種
錆止め塗料（工場1回・現場1回塗）
屋外(※JIS K 5674　・　　)
屋内(・JIS K 5674　※JASS 18 M－111　・　　)
鉄鋼面の耐候性塗料(DP)の下塗りは別表1による

17 耐火被覆 (7.9.2)(7.9.4～9)

種別

種別	材料・工法	適用箇所(部位・部分)
・耐火材吹付け	・乾式吹付ﾛｯｸｳｰﾙ ・半乾式吹付ﾛｯｸｳｰﾙ ・湿式ﾛｯｸｳｰﾙ ・	
・耐火板張り	・繊維混入けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 ・	
・耐火材巻付け	・高断熱ﾛｯｸｳｰﾙ ・	
・ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り	公仕仕15章2節	
・耐火塗料	・	

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

性能	適用箇所(部位・部分)
・30分耐火	
・45分耐火	
・1時間耐火	
・2時間耐火	

耐火被覆の接着面の塗装を　・行う　※行わない

18 アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.2.4)(7.10.3)(表7.10.1)

構造用ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑの形状及び寸法
・図示による(　　)　・
建方用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの保持及び埋込み工法
種別　・A種　・B種

19 軽量形鋼構造 (7.11.2)

接合部(ﾎﾞﾙﾄ接合の場合)　・普通ﾎﾞﾙﾄ接合　・

20 溶融亜鉛めっき (7.12.4)

※共通仕様書7.12.1～7.12.7による　・

21 構造方法の認定

建築基準法施行令第108条の3第1項第二号の認定
(全面的改善事業による一般鋼での認定)

22 摩擦面の処理 (7.12.5)

・ブラスト処理　・ブラスト処理以外(　　)

1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)

ﾌﾞﾛｯｸの種類

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm)	化粧の有無	適用箇所
・			・無　・有	
・			・無　・有	

(8.2.3) ﾓﾙﾀﾙの調合(容積比)※表8.2.1による　・ｾﾒﾝﾄ(　　)：砂(　　)
各部の配筋　※図示　・
(8.2.4) コンクリートの調合：Fc　※21N/mm2

2 コンクリートブロック帳壁及び壁 (8.3.2)(表8.3.1)(8.3.3)

ﾌﾞﾛｯｸの種類

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm)	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所
・空洞ﾌﾞﾛｯｸ-08			・無　・有	
・空洞ﾌﾞﾛｯｸ-16			・無　・有	
・			・無　・有	

各部の配筋　※図示　・
壁の厚さ　・　mm
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※図示

3 ALCパネル (8.4.2～5)

ﾊﾟﾈﾙの種類	単位荷重(N/m2)	厚さ(mm)	長さ(mm)	幅(mm)	耐火性能	表面加工	構法の種別
・外壁ﾊﾟﾈﾙ	・1180 ・1960	・100 ・	・2990 ・3490		有(1)時間	・平 ・意匠	・A種・B種
・間仕切壁ﾊﾟﾈﾙ		・100 ・	・2990		・有(1)時間 ・無	・平 ・意匠	・C種・D種 ・E種
・屋根ﾊﾟﾈﾙ	・980 ・	・100 ・	・1980 ・2480		有(0.5)時間	・平 ・意匠	F種
・床ﾊﾟﾈﾙ	・2350 ・3530	・100 ・	・1780 ・1980		有(・)時間		

ﾊﾟﾈﾙの相互の接合部に挿入する耐火目地材　・
外壁ﾊﾟﾈﾙの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力に対応した工法)
・適用しない
ﾊﾟﾈﾙ幅の最小限度を300mm未満とする場合　・
外壁ﾊﾟﾈﾙの出隅及び入隅のﾊﾟﾈﾙ接合部、
並びにﾊﾟﾈﾙと他部材との取合い部の目地幅（mm）※10～20　・
伸縮目地への耐火目地材の充填　・する　・しない

4 押出成形セメント板(ECP) (8.5.2～4)(表8.5.1)(表8.5.2)

耐火性能：建築基準法施工令第107条の規定に基づく技術基準
・厚物(厚さ35mm以上)　規格等　※JIS規格品
種　類　※無石綿ﾀｲﾌﾟ

ﾊﾟﾈﾙの種類	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)	ﾛｯｸｳｰﾙ充てん	工法の種別
・外壁ﾊﾟﾈﾙ	・ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ	・50　・60	・	・有　・無	・A種 ・B種
	・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ	・50　・60	・600	・有　・無	
	・ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ	・60		・有　・無	
・間仕切壁ﾊﾟﾈﾙ	・ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ	・50　・60	・	・有　・無	・B種 ・C種
	・ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ	・50　・60		・有　・無	
	・ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ	・60		・有　・無	

ﾊﾟﾈﾙ幅の最小限度を300mm未満とする場合　・あり
パネル相互の目地幅　長辺　※　8mm以上　・
短辺　※15mm以上　・
出隅及び入隅のパネル接合目地幅　※15mm　・
外壁ﾊﾟﾈﾙの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力に対応した工法)
・適用しない
・薄物(厚さ35mm未満)　種類　※無石綿ﾀｲﾌﾟ

分類　規格		・窯業系ﾊﾟﾈﾙⅠ類	・窯業系ﾊﾟﾈﾙⅡ類
寸法(mm)	厚さ	・	・
	幅	・	・
	長さ	・	・
曲げ強さ	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上
曲げﾓｰﾒﾝﾄ※1	凍結融解完了時(試験ｻｲｸﾙ数)	400N・cm以上(300)	320N・cm以上(200)
吸水率(%)		20%以下	20%以下
吸水による長さの変化率(%)		0.07以下	0.07以下
防火性能		不燃	不燃
耐衝撃性	おもり重量	1,000g	500g
		高さ1.0mから試験体の弱点部におもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	
耐凍結融解性能		上記試験ｻｲｸﾙ後、著しい割れや剥離が無く、外観と異常が無いこと	
出荷時の含水率		10%以下	
寸法の許容値		厚さ：-5%～＋10%　幅：±1%	

※1：ｽﾊﾟﾝ50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ

5パネルの開口の限度 (8.5.5)

		開口の大きさ		切断後のﾊﾟﾈﾙの残りの部分の幅
ﾊﾟﾈﾙに開口を設ける場合	短辺	・ﾊﾟﾈﾙ幅の1/2以下	・	・150mm以上　・
	長辺	・500mm以下	・	・300mm以上　・
ﾊﾟﾈﾙを切り欠く場合	短辺	・図示による	・	・300mm以上　・
	長辺	・500mm以下	・	・300mm以上　・

パネルの欠き込み　※無し　・有り（開口限度：　　）

9 防水工事

1 アスファルト防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～9)

屋根保護防水工法

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・A－1		・AⅠ－1	
・A－2		・AⅠ－2	
・A－3		・AⅠ－3	
・B－1		・BⅠ－1	
・B－2		・BⅠ－2	
・B－3		・BⅠ－3	
・		・	

押さえ金物　※アルミ製L－30×15×2.0　・

断熱材（屋根保護防水断熱工法の場合）
※押出ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）
※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(スキンあり)

改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
部分粘着層付改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・

平場の保護コンクリート
こて仕上げの場合　※80mm以上　・
床タイル仕上げの場合　※60mm以上　・

・乾式保護材
窯業系ﾊﾟﾈﾙ：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しｵｰﾄｸﾚｰﾌﾞ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
(品質・性能・試験方法)建築材料等品質性能表による

屋根露出防水工法

種別	施工箇所	仕上塗料の種類	使用量
・D－1		・製造所の仕様による・	・製造所の仕様による
・D－2			
・D－3			
・D－4			
・DⅠ－1			
・DⅠ－2			
・			

押さえ金物　※アルミ製L－30×15×2.0　・

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の仕様
・

断熱材（屋根露出防水断熱工法の場合）
※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合

屋上排水溝　※図示　・

屋内防水工法

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E－1		・E－2	

2 改質アスファルトシート防水 (9.3.2)(9.3.3)(表9.3.1～5)

屋根露出防水工法

種別	施工箇所	仕上塗料の種類及び使用量	防湿層
・AS－T1（トーチ工法）		・製造所の仕様による・	・有 ・無
・AS－T2（トーチ工法）			
・AS－T3（トーチ工法）			
・AS－T4（トーチ工法）			
・AS－J1（常温粘着工法）			
・ASⅠ－T1（トーチ工法）			
・			

押さえ金物　※アルミ製L－30×15×2.0　・

脱気装置の種類及び設置数量（絶縁工法の場合）
※アスファルトルーフィング類製造所の仕様
・

断熱材（断熱工法の場合）
※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
※A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合

屋根保護防水工法

種別	施工箇所
・密着工法（トーチ工法）	
・密着断熱工法（トーチ工法）	

押さえ金物　※アルミ製L－30×15×2.0　・

断熱材
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）
※A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(スキンあり)
・

平場の保護コンクリート
こて仕上げの場合　※80mm以上　・
床タイル仕上げの場合　※60mm以上　・
立上り部の保護
※仕上塗料塗り　・乾式保護材　・れんが押え
・コンクリート押え　・モルタル押え

3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2～9.4.4)(表9.4.1)(表9.4.2)(表9.4.3)

接着工法		機械的固定工法	
種別	施工箇所	種別	施工箇所
・S－F1		・S－M1	
・S－F2		・S－M2	
		・S－M3	
・SⅠ－F1		・SⅠ－M1	
・SⅠ－F2		・SⅠ－M2	

断熱材
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（　・1種b　・2種b　・3種b）
・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合
・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板
・

屋内保護密着工法

種別	施工箇所
・S－C1	

4 塗膜防水 (9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

ウレタンゴム系

種別	施工箇所
・X－1	・バルコニー　・
・X－2	・ひさし　・

脱気装置の種類及び設置数量（種別X－1の場合）
・

ゴムアスファルト系

種別	施工箇所	防湿層
・Y－1	・地下外壁　・	・有　・無
・Y－2	・屋内（・便所　・浴室）　・	

5 ケイ酸質系塗布防水 (9.6.2～9.6.4)(表9.6.2)

種別	施工箇所
※C－U1	
・C－UP	

防水層の下地
壁　※ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ(表6.2.4　B種)　・
天井　※ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し仕上げ(表6.2.4　B種)　・

下地処理
ｺﾝｸﾘｰﾄの打継ぎ箇所の処理
・図示　・
※打継ぎ部分に対し、幅30mm及び深さ30mmにV形にはつり、水洗い清掃した後、防水材の製造所の指定する材料を充填
型枠締付け材にｺｰﾝが仕様されている部位及び防水材の塗布面以外の下地処理
・図示　・

6 FRP塗膜防水 (9.7.2～9.7.5)

ルーフドレン

種別	施工箇所
・FRP塗膜防水用ルーフドレン	
・鋳鉄製	

7 シーリング (9.9.2)

下表以外は、共通仕様書表9.9.1による。
ただし、外壁ﾀｲﾙ接着剤張りの場合のｼｰﾘﾝｸﾞは11章による

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類(記号)
⊙図示による	⊙図示による
	・

目地寸法
打継ぎ目地　※幅25mm×深さ10mm以上
ひび割れ誘発目地　※幅20mm×深さ10mm以上
ｶﾞﾗｽ回り目地　※幅　5mm×深さ　5mm以上
その他の箇所　※幅10mm×深さ10mm以上

目地位置　※図示
接着試験　※する　(※簡易接着性試験　・引張接着試験)
・しない　(監督員協議)

10 石工事

1 施工及び清掃 (10.1.3)(10.1.5)

細面仕上げの場合ののみ込み部分の仕上げ　・図示　・
屋内の床を本磨きとする場合のﾜｯｸｽかけ
・行う　(使用箇所　・すべて　・　　)

2 石材 (10.2.1)(表10.2.1)(表10.2.2)

天然石、ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ、ﾃﾗｿﾞﾀｲﾙ

施工箇所	等級	石材の種類	形状	寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げ	備考
	・1等品 ・2等品						

3 外壁湿式工法 (10.3.2～10.3.3)

石裏面処理　・適用する
裏打ち処理　・適用する
下地ごしらえ　※あと施工ｱﾝｶｰ、横筋流し工法　・あと施工ｱﾝｶｰ工法　・流し筋工法
あと施工ｱﾝｶｰの材質及び形状(　　)
ドレインパイプの材質　・樹脂ﾈｯﾄ製ﾊﾟｲﾌﾟ　ｸﾛｽｵｰﾊﾞﾗｯﾌﾟ巻き25～35φ
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・適用する
伸縮調整目地　位置　※共通仕様書表11.1.1による　・図示
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　目地寸法　※幅10mm×深さ10mm以上　・図示

4 内壁空積工法 (10.4.2～10.4.3)

石裏面処理　・適用する
裏打ち処理　・適用する
下地ごしらえ　※あと施工ｱﾝｶｰ、横筋流し工法　・あと施工ｱﾝｶｰ工法
あと施工ｱﾝｶｰの材質及び形状(　　)
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・適用する
伸縮調整目地　位置　※共通仕様書表11.1.1による　・図示
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　目地寸法　※幅10mm×深さ10mm以上　・図示

5 乾式工法 (10.5.2～10.5.3)

取付け方式　・ｽﾗｲﾄﾞ方式　・ﾛｯｷﾝｸﾞ方式
石裏面処理　・適用する
裏打ち処理　・適用する
ｱﾝｶｰの材質及び径　・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS304)M10　・
あと施工ｱﾝｶｰの材質及び形状(　　)
目地幅(mm)　※8以上　・図示
目地ｼｰﾘﾝｸﾞ材　※共通仕様書9章9節による　・適用しない
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力に対応した工法)
・適用しない

6 床及び階段の石張り (10.6.2～10.6.3)

床石張りの裏面処理　・行う
階段張りの裏面処理　・行う
目地　一般目地　目地幅(mm)　・図示　・
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・適用する
伸縮調整目地　位置　※ 床面積30㎡ごと、細長い通路6m程度ごと及び他部材との取り合い部
・図示

7 特殊部位の石張り (10.7.1～10.7.2)

石材の種類	厚さ	品質	施工箇所	仕上の種類

石裏面処理　・適用する　・適用しない
石裏打ち処理　・適用する　・適用しない
工法　・外壁湿式工法　・内壁空積工法　・乾式工法
目地　一般目地　目地幅(mm)　※6以上　・
ｼｰﾘﾝｸﾞ材　※共通仕様書9章9節による
伸縮調整目地　位置　※他の部位との取合い部

11 タイル工事

1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11.1.3)

位置　※共通仕様書表11.1.1による　・図示

2 接着力試験 (11.1.5)

・行う　・行わない

3 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り (11.2.2)(11.2.7)(表11.2.3)

ﾀｲﾙの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	吸水率による区分 Ⅱ類	うわぐすりの有無	うわぐすりの種類	役物	色			耐凍害性		滑り抵抗性	備考
							有	無	模様	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない
ﾓﾙﾀﾙ塗りのｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理　・MCR工法　・目荒し工法（高圧洗浄）
MCR工法はせき板面にMCR工法用シート張りとし（6.8.3(6)）による。
目荒し工法の高圧水洗は（15.3.4(3)）による。
ポリマーセメントモルタルの調合は（15.3.3(4)）による。

壁ﾀｲﾙ張りの工法
外装ﾀｲﾙ　・密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
内装ﾀｲﾙ以外のﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ　・ﾏｽｸ張り　・ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ張り

既製調合モルタル
ﾓﾙﾀﾙ下地としたﾀｲﾙ工事に使用する張付け用ﾓﾙﾀﾙとして、ｾﾒﾝﾄ、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
(品質・性能・試験方法)　建築材料等品質性能表による

・既製調合目地材
(品質・性能・試験方法)　建築材料等品質性能表による

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号	検　作 図　図
工事名　県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事			図面 A-__
令和3年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書(R3.4) 3/7		

11 タイル工事

4 接着剤による陶磁器質タイル張り
(11.3.2) (11.3.7)
(表11.3.2)

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状 寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 光ゆう	艶ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 有	標準	特注	再生材の適用 G	耐凍害性 有	無	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない
接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※ 規制対象外
外装ﾀｲﾙ接着剤張りにおける目地のｼｰﾘﾝｸﾞ材
打継ぎ目地　※ｵﾄﾞﾘﾝﾚｯｸ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・
ひび割れ誘発目地　※ｵﾄﾞﾘﾝﾚｯｸ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・
伸縮調整目地　※変成ｼﾘｺｰﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・
その他の目地　※変成ｼﾘｺｰﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・
ﾓﾙﾀﾙ塗りを行うｺﾝｸﾘｰﾄ素地面の処理
・ MCR工法　・ 目荒し工法（高圧洗浄）　・
壁ﾀｲﾙ張りの工法
外壁　・ 外装ﾀｲﾙ接着剤張り　・ 内装ﾀｲﾙ以外のﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ接着剤張り
内壁　・ 内装ﾀｲﾙ接着剤張り　・

12 木工事

1 表面仕上げ
(12.1.4)

表面仕上げ

表面仕上げの種別		施行箇所
機械加工	・A種	
	・B種	
	・C種	
手加工	・H-A種	
	・H-B種	
	・H-C種	

2 製材 G
(12.2.1)

・県内産木材使用　・ 12.2.1による木材　・ 市販品
・ 適用樹種（ ・ 杉　・ 桧　・ ）
県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産木材の使用に努めること。
報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること。
※県内産木材の中でも「森のカ再生事業材」の優先使用に努めること。
現場搬入時の木材の含水率　構造材、下地材　※20%以下　・
造作材　※18%以下　・
造作材の材面の品質の基準　※A種　・ B種

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	施工箇所
		・1級　※2級		※A種　・B種		

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	施工箇所
		・上小節　・小節		※A種　・B種		

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

樹種	寸法	等級	形状	含水率	保存処理	施工箇所
		※1等　・2等 ・特等		・A種　・B種 ※10%以下		

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「製材の日本農林規格」以外の製材

樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	施工箇所
		造作材の場合 ※A種　・B種	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない

3 造作用集成材 G
(12.2.1)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

樹種	寸法(mm)	見付材面の等級	施工箇所
		※１等　・２等	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材面の等級	施工箇所
			※１等　・２等	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材面の等級	施工箇所
			※１等　・２等	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

樹種	寸法(mm)	見付材面の等級	含水率	施工箇所
			※A種　・B種	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

樹種	見付材面の等級	化粧薄板の厚さ(mm)	含水率	施工箇所
			※A種　・B種	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

樹種	見付材面の等級	化粧薄板の厚さ(mm)	含水率	施工箇所

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない

4 造作用単板積層材 G
(12.2.1)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・
・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	
		・有り（加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	
		・有り（加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	含水率
		・有り（加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※14%以下
		・有り（加工・天然木加工・塗装加工） ・無し（　　）	・適用する ・適用しない	※14%以下

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・CLT（直交集成板）

施工箇所	品名	曲げ性能	種別	接着性能	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用

5 床張り用合板等 G
(12.2.1)

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・
・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理
	※5.5 ・12	ｳﾗﾝ	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
	※5.5 ・		※1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない
	※5.5 ・		※1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・構造用合板 G

施工箇所	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する（　） ・適用しない
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する（　） ・適用しない
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する（　） ・適用しない

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	開伐材等の適用
			・1類　・特類	・有　・無	・有　・無
			・1類　・特類	・有　・無	・有　・無

県産木材の適用　・適用する（箇所：　　）・適用しない
・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	開伐材等の適用
			・1類　・特類	・有　・無	・有　・無
			・1類　・特類	・有　・無	・有　・無

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理	開伐材等の適用
		・1類　・2類			・有　・無	・有　・無
		・1類　・2類			・有　・無	・有　・無

・ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
住戸床	※15 ・		※13タイプ ・	※P又は M ・	

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ(mm)
	・ 1級　・ 2級　・ 3級　・ 4級	

・MDF G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

6 防腐・防蟻処理
(12.3.1)

・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：図示による

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

施工箇所	保存処理性能区分
	・K２　・K３　・K４
	・K２　・K３　・K４

薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を
を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行う。

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

施工箇所	処理方法
	※共通仕様書12.3.1(7)による。

・ボード原料接着材への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位：図示による

7 防虫処理

・防虫処理
適用部位：図示による

8 内部間仕切軸組及び床組
(12.4.1)

施工箇所	樹種
間仕切軸組	※杉　※松　・
床組	※杉　※松　・

9 窓、出入口その他の木材
(12.5.1)

施工箇所	樹種
吊元枠、水掛りの下枠、敷居	※ひのき　・
上記以外	※杉　※松　・

10 床板張り
(12.6.1)

施工箇所	樹種
縁甲板、上がりがまち	※ひのき　・

11 壁及び天井下地
(12.7.1)

施工箇所	樹種
壁下地、天井下地	※杉　※松　・

13 屋根及びひさし工事

1 長尺金属板葺
(13.2.2) (13.2.3)
(表13.2.1)

施工箇所	板及びｺｲﾙの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用ｺｲﾙ ・			・心木なし瓦棒葺 ・立ﾊｾﾞ葺　・横折葺 ・横葺　・	

下葺材料　・ ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940
・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ下葺材
（ ・ 一般ﾀｲﾌﾟ　・ 複層基材ﾀｲﾌﾟ　・ 粘着層付ﾀｲﾌﾟ）
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
雪止め　・ 設置する（図示）

2 折板葺
(13.3.2)
(13.3.3)

施工箇所	形式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分 山高	山ﾋﾟｯﾁ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	・葉ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形 ・			（　）種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し

材料　板及びｺｲﾙの種類（　　）
塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号（　　）
ﾀｲﾄﾌﾚｰﾑにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理　共通仕様書14.2.2　・E種　・F種
断熱材　・有り（種別：　　厚さ(mm)：　　防火性能：　時間）
・無し
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
※ＪＩＳ Ａ6514 のうち5.3 及び5.4 は適用しない

3 粘土瓦葺
(13.4.2)

施工箇所	種類 製法による区分	形状による区分	寸法による区分	大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
							・適用する ・適用しない
							・適用する ・適用しない

瓦桟木　材質　※杉又はひのき　・
寸法　※幅21×高さ15(mm)　・
棟補強用心材　材質　※杉又はひのき　・
寸法　※幅40×高さ30(mm)　・
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
瓦桟木の架け方工法　※図示　・
棟の工法　・7寸丸伏せ棟　・F型用冠瓦伏せ棟　・のし一体棟　・のし積み棟
JIS A 5208に基づく凍害試験等　・行う　・行わない
といの材種　・配管用鋼管　・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管　・
とい受金物　材種・　※溶融亜鉛めっきを行ったもの
形状・
※市販品（とい径100以下）25×4.5（とい径を超えるもの）
取付間隔・
足金物　材種・　※溶融亜鉛めっきを行ったもの
形状・
※市販品
取付間隔・
多雪地域　・適用する　・適用しない
鋼管製といの防露巻き　・ 適用する
（工法：※共通仕様書13.5.5による　・　　）
・ 適用しない
ルーフドレン

施工箇所	材質	形状
屋　根	※鋳鉄製　・	・縦型　・横型
バルコニー	※鋳鉄製　・	・縦型　・横型
バルコニー（中継）	※鋳鉄製　・	・縦型　・横型

バルコニー中継ドレンの水はね防止　・ 有　・ 無

14 金属工事

1 あと施工アンカー
(14.1.3)

あと施工アンカーの引き抜き耐力の確認試験	
引抜き耐力の確認試験	設計用引張強度
・ 行う　・ 行わない	

2 ステンレスの表面仕上げ
(14.2.1)

種類	施工箇所（手すり、ﾗﾗｯﾌﾟ、建具以外）
※HL程度	
・鏡面仕上程度	
・№.2B程度	

3 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
(14.2.2)(表14.2.1)

種別	色合い等	施工箇所（手すり、ﾗﾗｯﾌﾟ、建具以外）
	・ｽﾃﾝﾚｽｶﾗｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系　・	

陽極酸化皮膜の着色方法　※二次電解着色　・三次電解着色

4 鉄鋼の亜鉛めっき
(14.2.3)
(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、ﾗﾗｯﾌﾟ以外）
・溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
・電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

5 軽量鉄骨天井下地
(14.4.2)
(表14.4.1)

野縁等の種類
屋外　※25形　・19形　屋内　※19形　・25形
・吊りﾎﾞﾙﾄの間隔が900mmを超える場合　補強方法　※図示　・
・天井のふところが1.5mを超える場合　・　補強方法　※図示　・
補強方法　※共通仕様書14.4.4(8)(ｱ)、(ｲ)による　・図示
・天井のふところが3.0mを超える場合　・　補強方法　※図示　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強　補強箇所　・図示　・
補強方法　※図示　・
・屋外の軒天井、ﾋﾟﾛﾃｨ天井等
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない
野縁受、吊りﾎﾞﾙﾄ及びｱｲﾝｻｰﾄの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・

6 軽量鉄骨壁下地
(14.5.3)
(表14.5.1)

ｽﾀｯﾄﾞ、ﾗﾝﾅｰの種類
※共通仕様書表14.5.1によるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた種類　・図示
ｽﾀｯﾄﾞの高さが5.0mを超える場合　※図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※共通仕様書14.5.4(5)による　※図示

7 金属成形板張り
(14.6.2) (14.6.3)

種別	表面処理	取付用下地		伸縮調整継手
・	・	※共通仕様書14.4による　・	・	・設ける　・設けない

8 アルミニウム製笠木
(14.7.2) (14.7.3)
(表14.7.1)

種　類　・250形　・300形　・350形
表面処理　・A-1種　・B-1種
・B-2（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
工法　建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない

9 手すり及びララップ
(14.8.2) (14.8.3)

	材料の種別	表面処理の種別
手すり	・ステンレス	・ＨＬ程度　・NO.2B程度　・
	・鋼製	・
ララップ	・ステンレス	・ＨＬ程度　・NO.2B程度　・
	・鋼製	・溶融亜鉛めっき Ｃ 種　・

10 天井点検口

材　種	寸　法	形　式			外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・鋼製タイプ ・鋼製タイプ	・鋼製タイプ ・鋼製タイプ	・鋼製タイプ ・目地タイプ	・鋼製タイプ ・目地タイプ	±0.5mm 以内	片側 2.0mm 以内

11 床点検口

材　種	寸　法	形　式			枠の許容差	受枠と蓋枠のクリアランス
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製 ・鋳鉄製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・鋼製タイプ ・鋼製タイプ	・鋼製タイプ ・鋼製防止形	受枠、蓋枠とも ±0.5mm 以内	片側2.0mm 以内

15 左官工事

1 モルタル塗り
(15.2.2) (15.2.3)
(15.2.5)

既製目地材
・設ける　（・図示による　・　　）　※設けない
防水剤（防水モルタルの混入剤）
（品質、性能、試験方法）建築材料等品質性能表による
・外壁ﾀｲﾙ張り下地ｺﾝｸﾘｰﾄの均しの接着力試験　・適用する　・適用しない

2 ラス系下地
(15.2.4)

工法	仕様 下地用合板	面材
・通気工法		
・直張り工法		

耐力壁の指定　・有　・無
種類　・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ　・せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰﾎﾞｰﾄﾞ　・木質系ｾﾒﾝﾄ板
・せっこう系　・セメント系

3 ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材塗り
(15.5.2)

4 仕上塗り材仕上げ
(15.6.2) (15.6.4)
(表15.6.1～2)

室内で使用する塗料のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・第三種
防火材料の指定　・ 有（箇所：　　）
・ 無
※防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・砂壁上　・ゆず肌状　・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・砂壁上　・ゆず肌状　・さざ波状
	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・ゆず肌状　・平たん状 ・凹凸状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁上　・ゆず肌状　・さざ波状 ・凹凸状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状
	・内装薄塗材Ｃ	・凹凸状　・平たん状　・ゆず肌状 ・さざ波状
	・内装薄塗材Ｌ	・凹凸状　・平たん状　・ゆず肌状 ・さざ波状
	・内装薄塗材Ｓｉ	・砂壁状じゅらく　・ゆず肌状 ・平たん状　・凹凸状　・さざ波状
	・内装薄塗材Ｅ	・砂壁状じゅらく　・ゆず肌状 ・平たん状　・凹凸状　・さざ波状
	・内装薄塗材Ｗ	・京壁状じゅらく　・ゆず肌状 ・平たん状　・凹凸状
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｓｉ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし
	・外装厚塗材Ｅ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし
	・内装厚塗材Ｃ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・内装厚塗材Ｌ	・平たん状　・凹凸状 ・ひき起こし　・かき落とし
	・内装厚塗材Ｇ	・平たん状　・凹凸状 ・ひき起こし　・かき落とし
	・内装厚塗材Ｓｉ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし
	・内装厚塗材Ｅ	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・複層塗材Ｓｉ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・複層塗材Ｅ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・複層塗材ＲＥ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・防水形複層塗材ＣＥ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・防水形複層塗材Ｅ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
	・防水形複層塗材ＲＥ	・凸部処理　・凹凸状　・ゆず肌状
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	・平たん状

複層仕上塗材の耐候性　・１種　・２種　※３種
ＡＬＣパネルの内壁目地部の形状　※Ｖ形目地付き　・
所要量等の確認　※表15.6.4による　・

5 マスチック塗材塗り
(15.7.2)

種別　・Ａ種　・Ｂ種

6 ロックウール吹付
(15.12.2～4)

ロックウールのホルムアルデヒド放射量　※規制対象外　・第三種
接着剤のホルムアルデヒド放射量　※規制対象外　・第三種
吹付厚さ(mm)　※図示　・25　・

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	（株）○○○設計事務所	管理建築士　○○．○○ 一級建築士登録第○○○号	検印 確認
工事名　県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事			図番 A－__
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書（R３．４）4/7		

16 建具・ガラス工事

1 一般事項

(16.1.3) ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※規制対象外　・
防火戸の指定　・適用する　・適用しない
防火戸との連動
・適用する（建具表及び　図示による）
（・自動閉鎖機構　・ヒューズ装置　・熱感知器　・煙感知器）
・適用しない

(16.1.6) 防犯建具部品　・適用する　・適用しない
(16.1.4) 建具見本の製作　・行う　・行わない
特殊な建具の仮組　・行う　・行わない

2 アルミニウム製建具

(16.2.2) アルミサッシの品質及び性能
・優良住宅部品（ＢＬ部品）　・機材の品質・性能基準
(16.2.4) ・その他（　　）　※建具製作所の仕様による

外部に面する建具性能等級等(ｺﾝｸﾘｰﾄ系下地及び鉄骨下地)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－３	Ｗ－４	・７０　・１００
・Ｂ種	Ｓ－５			
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	１００

外部に面する建具性能等級等(木下地)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ｄ種	Ｓ－２	Ａ－３	Ｗ－３	※建具表による
・Ｅ種	Ｓ－３			

防音ドアセット、防音サッシ

種別	遮音性
防音ドアセット	・適用する（等級　・T-1　・T-2）　・適用しない
防音サッシ	・適用する（等級　・T-1　・T-2）　・適用しない

断熱ドアセット、断熱サッシ

種別	断熱性
断熱ドアセット	・適用する（等級　・H-1　・H-2　・H-3）　・適用しない
断熱サッシ	・適用する（等級　・H-1　・H-2　・H-3）　・適用しない

耐震ドアセット、耐震サッシ

種別	面内変形追随性
耐震ドアセット	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない
耐震サッシ	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない

(16.3.4) 表面色
・標準色（・ブロンズ　・ブラック　・ステンカラー）
・特注色（・　　）

(16.2.3) 網戸等　防虫網
※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂　・ステンレス製
（合成樹脂の線径は0.25mm以上、網目は16～18メッシュ）

3 樹脂製建具

外部に面する建具性能等級等(ｺﾝｸﾘｰﾄ系下地及び鉄骨下地)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	Ｗ－４	※建具表による
・Ｂ種	Ｓ－５		Ｗ－５	
・Ｃ種	Ｓ－６			

外部に面する建具性能等級等(木下地)

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ｄ種	Ｓ－２	Ａ－４	Ｗ－３	※建具表による
・Ｅ種	Ｓ－３			

防音ドアセット、防音サッシ

種別	遮音性
防音ドアセット	・適用する（等級　・T-A　・T-B）　・適用しない
防音サッシ	・適用する（等級　・T-A　・T-B）　・適用しない

断熱ドアセット、断熱サッシ

種別	断熱性
断熱ドアセット	・適用する（等級　・H-A　・H-B　・H-C）　・適用しない
断熱サッシ	・適用する（等級　・H-A　・H-B　・H-C）　・適用しない

(16.2.3) 網戸等　防虫網
※合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂　・ステンレス製
（合成樹脂の線径は0.25mm以上、網目は16～18メッシュ）

(16.3.3) ガラス　※複層ガラス　・単板ガラス　・三重ガラス

(16.3.4) 表面色
・標準色（・ブロンズ　・ブラック　・ステンカラー）
・特注色（・　　）

4 鋼製建具

(16.4.2) 玄関ドアの品質及び性能
・優良住宅部品（ＢＬ部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　　）　※建具製作所の仕様による

パイプシャフトドアの品質及び性能
・機材の品質・性能基準　・その他（　　）

簡易気密型ドアセット

種別	気密性	水密性
簡易気密型ドアセット	・適用する（等級　A-3） ・適用しない	・適用する（等級　W-1） ・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性

種別	耐風圧性
・Ａ種	Ｓ－４
・Ｂ種	Ｓ－５
・Ｃ種	Ｓ－６

防音ドアセット、防音サッシ

種別	遮音性
防音ドアセット	・適用する（等級　・T-1　・T-2）　・適用しない
防音サッシ	・適用する（等級　・T-1　・T-2）　・適用しない

断熱ドアセット、断熱サッシ

種別	断熱性
断熱ドアセット	・適用する（等級　・H-1　・H-2　・H-3）　・適用しない
断熱サッシ	・適用する（等級　・H-1　・H-2　・H-3）　・適用しない

耐震ドアセット、耐震サッシ

種別	面内変形追随性
耐震ドアセット	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない
耐震サッシ	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない

(16.4.3) 鋼板類

種別	めっき付着量
・JIS G 3302 （溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）	※Ｚ１２　※Ｆ１２ ・
・JIS G 3317 （溶融亜鉛-5%ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金めっき鋼板及び鋼帯）	※Ｙ０８　・

(16.8.4) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉の鍵
錠前の種別　※サムターン付きシリンダー面付箱錠
・サムターン付きシリンダー彫込箱錠
タンブラー類の本数　※６本　・
鍵の本数（扉１箇所につき）　※３本　・
コンストラクションキー装置　・適用する　・適用しない
リバーシブルキー　※適用する　・適用しない
マスターキー　※不要　・
引違い戸、引違い窓の鍵
締り金物（クレセント等）が鍵付きの場合の鍵違い種類　※６本　・
上記の鍵本数（１住戸につき）　※３本　・

5 ステンレス製建具

(16.6.2) 簡易気密型ドアセット

種別	気密性	水密性
簡易気密型ドアセット	・適用する（等級　A-3） ・適用しない	・適用する（等級　W-1） ・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性

種別	耐風圧性
・Ａ種	Ｓ－４
・Ｂ種	Ｓ－５
・Ｃ種	Ｓ－６

防音ドアセット、防音サッシ

種別	遮音性
防音ドアセット	・適用する（等級　・T-1　・T-2　・T-3）　・適用しない
防音サッシ	・適用する（等級　・T-1　・T-2　・T-3）　・適用しない

断熱ドアセット、断熱サッシ

種別	断熱性
断熱ドアセット	・適用する（等級　・H-1　・H-2）　・適用しない
断熱サッシ	・適用する（等級　・H-1　・H-2）　・適用しない

耐震ドアセット、耐震サッシ

種別	面内変形追随性
耐震ドアセット	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない
耐震サッシ	・適用する（等級　・D-1　・D-2）　・適用しない

(16.6.3) ステンレス鋼板　JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）
・SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1　・SUS430(屋外は適用外)

(16.6.4) 表面仕上げ　※ＨＬ　・

(16.6.5) 鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・かど出し曲げ

6 木製建具

(16.7.2) 内装ドアの品質及び性能
・機材の品質・性能基準　・図示によるほか、建具製作所の仕様による
量産ふすまの品質及び性能
・機材の品質・性能基準　・図示によるほか、建具製作所の仕様による
建具材の加工、組立時の含水率　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

フラッシュ戸

表面材の合板の種類	表面板の厚さ(mm)	枠材料	くつずり材料
・普通合板	・	・	・
・天然木化粧合板	・	・	・
・特殊加工化粧合板	・	・	・

表面材合板の接着の程度は、水掛り箇所を１類、その他を２類以上とする

かまち戸

かまちの樹種	鏡板の樹種	見込み寸法(mm)	くつずり材料
・	・	※３６	・
・	・	※３６	・

ふすま

工法	上張りの種別
・Ｉ型　・Ⅱ型	・鳥の子　・新鳥の子　・ビニル紙

7 建具用金物

(16.8.2) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前の品質及び性能
・優良住宅部品（ＢＬ部品）　・機材の品質・性能基準
(表16.8.1) ※図示によるほか、建具製作所の仕様による
各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能
・優良住宅部品（ＢＬ部品）　・機材の品質・性能基準
※図示によるほか、建具製作所の仕様による
金物の種類及び見え掛り部の材質　・建具表による。
(16.8.3) 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の位置　・建具表による。

8 自動ドア開閉装置

(16.9.2) 性能　・引き戸（表16.9.1による。）　・検出装置（表16.9.3による。）
・多機能トイレ出入口に設置される引き戸（表16.9.2による。）
開閉方法　・
検出装置の種類　・
凍結防止装置　・

9 自閉式上吊り引戸装置

(16.10.3) 性能　・表16.10.1による。

10 重量シャッター

(16.11.2) 形状及び機構

種類	耐風圧強度	開閉機能	ｼｬｯﾀｰｹｰｽ
・管理用シャッター	・		・有　・無
・外壁用防火シャッター	・	※上部電動式（手動併用）	※有
・屋内用防火シャッター		・上部電動式	※有
・防煙シャッター			※有

保護装置の設置箇所
電動ｼｬｯﾀｰ　・図示による
屋内防火ｼｬｯﾀｰ、防煙ｼｬｯﾀｰ　・図示による

スラット及びシャッターケース用鋼板
種類
・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)
めっきの付着量　※Ｚ１２　※Ｆ１２　・

11 軽量シャッター

(16.12.2) 開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
(16.12.2) 耐風圧強度　・　N/m2
(16.12.3) スラットの材質
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)
（めっき付着量　※Ｚ０６又はＦ０６　・　）
・塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322)
（めっき付着量　※ＡＺ９０　・　）

(16.12.4) スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

12 オーバーヘッドドア

(16.13.2)

材料区分	耐風圧性能	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・５０ ・７５ ・１００ ・１２５ (JIS A4715による強さの区分)	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛メッキ鋼板 ・ステンレス鋼板

13 ガラス

(16.14.2) ※図示による
ただし、防火戸は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。

種別	厚さ等(mm)	その他
・ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ	・建具表による	
・型板ｶﾞﾗｽ	・建具表による	
・網入り板ｶﾞﾗｽ	・建具表による	
・線入り板ｶﾞﾗｽ	・建具表による	
・合わせｶﾞﾗｽ	・建具表による	特性　・Ⅰ類　・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類　・Ⅲ類
・強化ｶﾞﾗｽ	・建具表による	特性　・Ⅰ類　・Ⅲ類
・熱線吸収板ｶﾞﾗｽ	・建具表による	性能　・１類　・２類
・複層ｶﾞﾗｽ	・建具表による	性能　・１種　・２種　・３種　・４種　・５種
・熱線反射ｶﾞﾗｽ	・建具表による	日射熱遮蔽性　・１種　・２種　・３種 耐久性　・Ａ類　・Ｂ類
・倍強度ｶﾞﾗｽ	・建具表による	

(16.14.4) 熱線反射ガラスの映像調整　・行う　・行わない

(16.14.2) ガラス留め材及び溝の大きさ
(16.14.3)

建具の種類	ガラス留め材	溝の大きさ
アルミニウム製	・シーリング ・グレイジングガスケット	・表16.14.1による ・図示による
鋼製及び軽量鋼製	・シーリング	
ステンレス製	・シーリング	

14 ガラスブロック

(16.14.5) 材料

表面形状	呼び寸法（長さ×高さ）		厚さによる区分
正方形	・１２５×１２５ ・２００×２００	・１６０×１６０ ・３２０×３２０	・８０　・９５ ・１２５
長方形	・２５０×１２０	・３２０×１６０	・８０　・９５

壁用金属枠及び補強材　・設ける　・設けない
力骨の材質、寸法、形状
※ステンレス鋼（SUS304）、径5.5mm、はしご形状複筋及び単筋
・
化粧目地モルタル
※製造所の指定による（色　・　）
シーリング　・
金属製化粧カバー
材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・
形状　・

工法

目地幅(mm)		伸縮調整目地(mm)
平積み	曲面積み	
※８以上１５以下 ・	※外側１５以下、内側６以上 ・	※６m以下ごとに幅１０～２５ ・

曲面積みにおいては、曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする
目地部の力骨の補強方法　※ガラスブロック製造所の仕様とする

17 塗装工事

1 材料

(18.1.3) 防火材料の指定　・　有（箇所：　　）　・　無
※防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

2 素地ごしらえ

(18.2.2～7)

下地面		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種　・
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種　※Ｂ種
鉄鋼面	DP	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	DP以外	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びプラスター面		・Ａ種　※Ｂ種
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ALCﾊﾟﾈﾙ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面		・Ａ種　※Ｂ種
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及び	継目処理工法	※Ａ種　・Ｂ種
その他のﾎﾞｰﾄﾞ面	継目処理工法以外	・Ａ種　※Ｂ種

3 錆止め塗料塗り

(18.3.2)

下地面	種別
鉄鋼面	※Ａ種
	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP-G)の場合のみ　※Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・Ｂ種
	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP-G)の場合のみ　※Ｃ種

4 合成樹脂ペイント塗り（ＳＯＰ）

(18.4.2) 塗料の種別　※１種　・２種
(18.4.3～5) 木部(多孔質広葉樹除く)　※Ａ種（屋外）　※Ｂ種（屋内）
鉄鋼面　・Ａ種　※Ｂ種

5 クリアラッカー塗り（ＣＬ）

(18.5.2) 木部　・Ａ種　※Ｂ種

6 アクリル樹脂非分散系塗料塗り（屋内）（ＮＡＤ）

(18.6.2) 屋内のコンクリート面、モルタル面　・Ａ種　※Ｂ種

7 耐候性塗料塗り（屋外）（ＤＰ）

(18.7.2～4)
(表18.7.1～3)

上塗りの塗料等級
鉄鋼面　・１級　・２級　・３級
亜鉛めっき鋼面　・１級　・２級　・３級
コンクリート面及び押出成形セメント板面の種別
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種

8 つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）

(18.8.2～4) コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他ボード面
・Ａ種　※Ｂ種
屋内の鉄鋼面　・Ａ種　※Ｂ種

9 合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）

(18.9.2) コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他ボード面
・Ａ種　※Ｂ種

10 合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）

(18.10.2) コンクリート・モルタル・プラスター・石こうボード・その他ボード面
・Ａ種　※Ｂ種

11 ウレタン樹脂ワニス塗り

(18.11.2) 木部　・Ａ種　※Ｂ種

12 オイルステイン塗り

(18.12.2) 木部　・Ａ種　※Ｂ種

13 木材保護塗料塗り（ＷＰ）

(18.14.2) 木部　・Ａ種　※Ｂ種

18 内装工事

1 水掛りの範囲

(19.1.3)

室名	部位
※便　所	※床　※壁　・天井
※洗面脱衣室	※床　※壁　・天井
※洗濯機置き場	※床　※壁　・天井
※図19.1.1に示す範囲	※床　※壁　・天井
・玄　関	・床　・壁　・天井

2 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ　ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ　ｺﾞﾑ床ﾀｲﾙ

(19.2.2)
(19.2.3)

ビニル床シート

分類	記号	色柄	厚さ(mm)	特殊機能	工法
・発泡層のないもの	・ＦＳ ・ＴＳ	・無地 ・マーブル柄	・2.0 ・2.5	・帯電防止 ・耐動荷重	・熱溶接 ・突付け
※発泡層のあるもの	・ＨＳ ※ＫＳ	・無地 ・柄物	・ ・	・防滑性	・熱溶接 ・突付け

ビニル床タイル

種類	記号	寸法(mm)	厚さ(mm)	特殊機能
・コンポジション ビニル床タイル	・ＫＴ	・300×300 ・450×450	※2.0 ・	・帯電防止 ・視覚障碍者用
・ホモジニアス ビニル床タイル	・ＦＴ	・300×300 ・450×450	・ ・	・耐動荷重

ビニル幅木

材種	厚さ(mm)	高さ(mm)
・軟質	※1.5	※60
・硬質	・	・

ゴム床タイル

主成分	種類	厚さ(mm)
・天然ゴム ・合成ゴム	・	・

接着剤　※種別は、表19.2.2による施工箇所に応じたものとする

3 カーペット敷き

(19.3.3)

・敷じゅうたん

種別	織り方	パイル形状	帯電性
・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル	・適用する ・適用しない

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法
・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル	・ ・ ・	・グリッパー工法 ・全面接着工法

・ニードルパンチカーペット　厚さ　・　mm

・タイルカーペット

パイル形状	種類	寸法(mm)	総厚さ	敷き方 平場	敷き方 階段
※ループパイル	※第一種 ・第二種	※５００角 ・	※６．５ ・		
・カットパイル	・第一種 ・第二種	※５００角 ・	※６．５ ・	※市松 ・模様流し	・市松 ※模様流し
・カット/ループパイル	・第一種 ・第二種	※５００角 ・	※６．５ ・	※市松 ・模様流し	・市松 ※模様流し

・下敷き材　※第２種２号（呼び厚さ８mm）　・

4 合成樹脂塗床

(19.4.2)
(19.4.3)

・厚膜型塗床材

種類	工法	仕上げの種類
・弾性ウレタン樹脂系塗床材		※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流し展べ工法	・平滑仕上げ　・防滑仕上げ
	・厚膜流し展べ工法	・平滑仕上げ　・防滑仕上げ
	・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ　・防滑仕上げ

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号	検　作 図　図
工事名　県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事			図番 A-__
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書（Ｒ３．４）5/7		

18 内装工事

5 フローリング張り (19.5.2～5)

・単層フローリング

種別	工法		樹種	板厚(mm)	板幅(mm)	板長さ(mm)
・フローリングボード	・釘止め工法	・根太張り	※なら・	※15	※75	※500・
		・直張り	※なら・	※12・	※75	※300・
	・接着工法		※なら・	※8・12	※75以上	※900・
・フローリングブロック	・		※なら・	・	・	・
・モザイクパーケット	・		・	・	・	・

・複合フローリング

種類	工法		樹種
※天然木化粧複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・釘留め工法	・根太張り ・直張り ・発泡プラスチック系床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら ・ひのき (県産材)
	・接着工法		※なら・
・特殊加工化粧複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・釘留め工法	・発泡プラスチック系床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	
	・接着工法		

6 畳敷き (19.6.2)

種別　・A種　・B種　・C種　※D種
（D種の場合の畳床（・KT-Ⅰ　※KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N）

7 せっこうボードその他ボード及び合板張り (19.7.2)

※天井及び壁に使用する材料は、関係法令により求められた場合のみ、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

せっこうボードその他ボード類

規格番号	種類	記号	厚さ(mm)、規格等
JIS A 5404	・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	MW	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	HF	・12　・15　・18　・
	・普通木片セメント板	NF	・30　・
JIS A 5430	・けい酸カルシウム板（タイプ2）	0.8FK 1.0FK	・6　・8
JIS A 5905	・ｲｿｼｭﾚｰｼｮﾝﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	IB	・9　・12　・15
	・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	MDF	・7　・9　・12
	・ハードボード	HB	・3.5　・5　・7
JIS A 5908	・単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	VS	・12　・15　・18　・
	・化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	DV	・10　・12　・
JIS A 6301	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ	GW-B	・32K　・
JIS A 6901	・せっこうボード	GB-R	・9.5　・12.5
	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5　・12.5
	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5　・15
	・化粧せっこうボード	GB-D	・9.5　・12.5

普通合板において、屋内の湿潤状態となる場所に使用する場合は接着の程度を１類とする

軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材
・アクリル系シーリング材　・ウレタン系シーリング材
・ジョイントコンパウンド

(19.7.3) せっこうボードの目地工法
・繊目処理工法　・突付け工法　・目透し工法
※繊目処理工法におけるエッジの種類
ベベルエッジとする

(19.7.2) 合板類

種類	表板の樹種名	板面の品質	厚さ(mm)	接着	防虫処理
・普通合板	・生地のまま ・透明塗料塗りの場合ラワン程度 ・不透明塗料の場合しな程度		・	・１類 ・２類	・行う ・行わない

種類	化粧板の樹種名	厚さ(mm)	接着	防虫処理
・天然木化粧合板	・	・	・１類 ・２類	・行う ・行わない

種類	化粧加工の方法	表面性能	厚さ(mm)	接着	防虫処理
・特殊加工化粧合板	・オーバーレイ ・プリント　・塗装		・	・１類 ・２類	・行う ・行わない

(19.7.3) 合板類の張付け工法　・A種　※B種

8 壁紙張り (19.8.2)

※天井及び壁に使用する材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

壁紙

施工箇所	種類			防火種別
※図示による・・	・紙　・繊維 ・紙　・繊維	・無機質 ・無機質	※プラスチック ※プラスチック	・不燃　・準不燃 ・不燃　・準不燃
	・紙　・繊維	・無機質	※プラスチック	・不燃　・準不燃

(19.8.3) 素地ごしらえ

下地	種別	
モルタル・プラスター面	・A種	※B種
コンクリート・ALC面	・A種	※B種
せっこうボード面	・A種	※B種

9 断熱・防露 (19.9.2)

断熱材打込み工法

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材	・２５　・	※図示による

(19.9.3) 断熱材現場発泡工法

種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所
・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ	※A種１・B種１	・２５　・	※図示による

(19.9.4) 断熱材あと張り工法（S１工法等）

	種別	厚さ(mm)	施工箇所
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材	－	・２５　・	※図示による
※押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材(ｽｷﾝなし)	※３種ｂ	・２５　・	※図示による
・A種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材	－	・２５　・	※図示による
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材（３種２号を除く）	－	・２５　・	※図示による

※押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材(ｽｷﾝなし)３種ｂの
裏打ち合板、裏打ちせっこうボード、単体張りの範囲は図示による

10 発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床下地張り工法 (19.10.1)

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工箇所
発泡(基準階ﾀｲﾌﾟ)	※６００×９００	・	※図示による
発泡(１階ﾀｲﾌﾟ)	※６００×９００	・	※図示による
発泡(和室ﾀｲﾌﾟ)	※６００×９００	・	※図示による

※現場搬入時、パネル５枚抽出して質量を測定し、平均値が製造所の定める質量下限値以上であることを確認する
※捨て貼り合板の厚さ(mm)　・１２　・
※遮音性能に関係する事項
住宅の品質の確保に関する法律に基づく評価方法基準第5の8-1(3)ロに規定する床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量ΔL
ΔL＝（・5db　・0db　・-5db）

11 乾式遮音二重床下地工法 (19.11.1)

パーティクルボードと捨て張り合板の厚さ

捨て張り合板の有無	パーティクルボードの厚さ	捨て張り合板の厚さ
合板無しの場合	※25mm以上　・	－
合板無しの場合	※25mm以上　・ ※20mm　・	※5.5mm以上　・ ※12mm以上　・

※遮音性能に関係する事項
住宅の品質の確保に関する法律に基づく評価方法基準第5の8-1(3)ロに規定する床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量ΔL
ΔL＝（・5db　・0db　・-5db）

12 内装プレハブ工法 (19.12.2)

内装パネル工事仕様書による。

19 ユニット及びその他工事

1 共通事項

※以下によるほか、特記がなければ共通仕様書の別に定める
「機材の品質、性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。
※設備関連部品は別途工事とするが、取合い等の調整を行う。

構法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	置えい抵抗
・パネル構法 ・清工法 ・	・５００	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・0.6以上 ・1.2以上	

2 フリーアクセスフロア (20.2.2)

構造形式	構成基材	遮音性db/500Hz	表面仕上げ
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・パネル式	・アルミニウム合金 ・スチール	・２８ ・３６	・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り

・パネル内に取り付ける建具（寸法：　形状：　）

3 可動間仕切 (20.2.3)

4 移動間仕切 (20.2.4)

操作方法		パネル表面材の材質	遮音性db/500Hz	表面仕上げ
・手動式 ・電動式	・ハンドル式 ・ワンタッチ式	・	・２８ ・３６	・メラミン樹脂焼付 ・アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り

・パネル圧接装置の操作方法　（・　）
・あと施工アンカー　（・材質：　・寸法：　）

5 トイレブース (20.2.5)

パネル表面材	脚部
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・

6 階段滑り止め (20.2.6)

材種	形状	寸法	厚さ(mm)	取付け工法
・ステンレス製(SUS304) ビニルタイヤ入り ・	・	・	・３５ ・	※接着工法 ・埋込み工法

7 錠 (20.2.9)

縁なしの防湿性を有するものとする
ガラス厚さ(mm)　※５　・

8 表示 (20.2.10)

種別	形状寸法	材質	備考
・衝突防止表示	・図示　・	・図示　・	
・非常用進入口	・図示　・	・図示　・	消防法適合品
・室名札	・図示　・	・図示　・	
・ピクトグラフ	・図示　・	・図示　・	
・案内板	・図示　・	・図示　・	

種別	色	書体	印刷の種別	取付形式
・室名札	・	・	・	・
・ピクトグラフ	・	・	・	・
・室内板	・	・	・	・
・	・	・	・	・

9 煙突ライニング (20.2.11)

材料	適用安全温度
・ソノライト系けい酸カルシウム ・芯材付き繊維積層ライニング	・

10 ブラインド (20.2.12)

形式	操作方法		幅	高さ	開閉方法
・横型	・手動式	・電動式			
・縦型	・手動式	・電動式			

11 ロールスクリーン (20.2.13)

操作方式	幅(mm)	高さ(mm)	スクリーン	
			材種	品質
・電動式	・図示による	・図示による	・	・
・スプリング式	・図示による	・図示による	・	・
・チェーン式	・図示による	・図示による	・	・

12 カーテン及びカーテンレール (20.2.14)

カーテン

形式		開閉操作	きれ地		
			種別	品質	特殊加工
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・	・	・

カーテンレール

形式		材質	形状
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・ステンレス製 ・アルミニウム製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出成型材	・角型 ・C型

ひだの種類等

・フランスひだ（三つひだ）
・箱ひだ、つまひだ（三つひだ）
・プレーンひだ、片ひだ

13 浴室ユニット (20.2.15)

浴室ユニットの品質及び性能
・優良住宅部品（BL部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　）　※製造所の仕様による
種類、形状、寸法、材質等は図示による。

箇所	種別	呼称・奥行*間口*高さ	材質	高齢者対応
	※浴槽付・浴槽別 ※浴槽付・浴槽別 ※浴槽付・浴槽別	※１２１６ ※１６２０		・有　・無 ・有　・無 ・有　・無

14 キッチンキャビネット (20.2.16)

キッチンキャビネットの品質及び性能
・優良住宅部品（BL部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　）　※製造所の仕様による
種類、寸法、材質、付属部品等は図示による。

15 郵便受箱 (20.2.17)

郵便受箱の品質及び性能
・優良住宅部品（BL部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　）　※製造所の仕様による
形状、寸法、材質等は図示による。

16 手すりユニット (20.2.18)

手すりユニットの品質及び性能
・優良住宅部品（BL部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　）　※製造所の仕様による

種類	材質	形状	寸法等(mm)
・廊下用	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・ステンレス製 ・スチール製	・手すり子タイプ ・目隠しタイプ ・図示による	・図示による
・バルコニー用	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ・ステンレス製 ・スチール製	・手すり子タイプ ・目隠しタイプ ・図示による	・図示による

17 補助手すり (20.2.19)

補助手すりの品質及び性能
・優良住宅部品（BL部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　）　※製造所の仕様による
形状、寸法、材質等は図示による。

20 排水工事

1 排水管 (21.2.1)

排水管用材料

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ管	※外圧管(1種)	・B形管 ・	※図示　・	
・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管	・VP		※図示　・	
	・VU		※図示　・	
	・RS-VU G		※図示　・	

側塊、排水桝等
形状及び寸法　※図示　・

排水桝
種類等　※図示
・桝のふたは、「汚水」、「雑排水」、「雨水」、「電気」等の表示を行う。

(21.2.1) 鋳鉄製ふた

種類	適用荷重	鍵	備考
・水封形 ・簡易密閉形(ﾊﾟｯｷﾝ式) ・密閉形(ﾃｰﾊﾟ・ﾊﾟｯｷﾝ式) ・中ふた付き密閉形(ﾃｰﾊﾟ・ﾊﾟｯｷﾝ式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用 ・	・有り ・無し	左記以外の品質等は（公社）空気調和衛生工学会 SHASE-S209による

(21.2.1) ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ

材質	形式	用途	適用荷重	ﾒｲﾝﾊﾞｰ ﾋﾟｯﾁ	亜鉛 めっき量(付着量)	上面形状
・鋳製	・受枠付き、ﾎﾞﾙﾄ固定 ・	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・細目 ・普通目 ・細目	・(　) ・(　)	・凹凸形 ・ ・平形 ・
・ｽﾃﾝﾚｽ製	・受枠付き、ﾎﾞﾙﾄ固定 ・	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	－	－	・凹凸形 ・ ・平形 ・

(品質・性能・荷重試験方法)建築材料等品質性能表による

(21.2.1) 地業
・砂地業　・砂利地業
材料　・共通仕様書21.2.1の(7)(7)及び(4)による。

(21.2.1)
(表3.2.1) 埋戻し
・A種　※B種　・C種　・D種

(21.2.2) 工法
管基礎(遠心力鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ管又は硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管)の厚さ及び種類　・図示
硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管の継手に用いる材料　※接着剤　・

2 街きょ、縁石、側溝 (21.3.1)

種類	形状、寸法
・縁石	・図示　・
・L形側溝	・図示　・
・U形側溝	・図示　・
・U形側溝ふた	・図示　・
・	・図示　・

砂利地業の厚さ　※100(mm)　・図示

3 雨水浸透施設

材料　・図示
土質の確認又は試験の方法　・

21 舗装工事

1 路床 (22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)

盛土に用いる材料　・A種　・B種　・C種　・D種
凍上抑制層　※再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・ｸｯｼｮﾝﾗﾝ　・切り込み砂利　・砂　厚さは図示による
透水性舗装に用いるﾌｨﾙﾀｰ層の厚さ　・図示による

路床安定処理　・行う　※添加材料による安定処理
路床安定処理用材料
種類　・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・高炉ｾﾒﾝﾄB種　・ﾌﾗｲｱｯｼｭB種
・生石灰（　）　・消石灰（　）
添加量　kg／m³

試験
・路床土の支持力比(CBR)試験　・行う　※行わない
・路床締固め度の試験　・行う　※行わない
・砂の粒度試験　・行う　※行わない

2 路盤 (22.3.2)(22.3.3)(22.3.5)

路盤の厚さ　※図示による
材料
※再生クラッシャラン（RC－40）G
・クラッシャラン（C－40）又はクラッシャランスラグ（CS－40）
試験
・路盤の厚さ測定　※行う　・行わない
・締固め度試験　※行う　・行わない

3 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (22.4.2)(22.4.4)(22.4.6)

舗装の構成及び厚さ　※図示　・

材料
・アスファルト　※再生アスファルト G・ストレートアスファルト
・骨材　・砕石　・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生骨材 G

加熱アスファルト混合物の種類

区分	※一般地域	・寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（１３） ・細粒度アスファルト混合物（１３）	※密粒度アスファルト混合物(１３F)

ｼｰﾙｺｰﾄの施工　・行う（施工範囲　）　※行わない

試験
・切取り試験　※行う　・行わない
・アスファルト混合物の抽出試験　※行う　・行わない

4 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 (22.5.2)(22.5.3)

ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装の構成及び厚さ　※図示　・
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
早強ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ　・使用する　・使用しない
目地の種類、間隔、構造　※共通仕様書表22.5.3による　・図示

5 カラー舗装 (22.6.2)

種類		部位	車道部の基層	厚さ(mm)
・加熱系	・ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道部 ・歩道部	・無し ・有り	・図示 ・
・常温系	・ニートエ法 ・塗布工法			

加熱系混合物に添加する材料　・着色骨材（　）　・自然石（黄土色）
配合　結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量　・
樹脂系混合物、ﾆｰﾄ工法及び塗布工法の配合等　・

6 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 G (22.7.2)

舗装の構成　※図示　・
試験
切取り試験　※行う
アスファルト混合物の抽出試験　※行う　・行わない
舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの　・

7 ブロック系舗装 (22.8.2)(22.8.3)

コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※普通平板(N) ・透水平板(P)	※３００角	※６０	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

ｸｯｼｮﾝ材　※砂　・空練りﾓﾙﾀﾙ
歩道部に使用するｺﾝｸﾘｰﾄ平板は、再生材料を用いた舗装用ﾌﾞﾛｯｸ G とする。
透水平板は、透水性ｺﾝｸﾘｰﾄ G とする。
仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、
ｺﾝｸﾘｰﾄ平板間の段差は3mm以内

インターロッキングブロック舗装

種類	厚さ(mm)		曲げ強度(N/mm2)	色彩、表面加工
※普通ブロック ・透水性ブロックG	車道部　※８０ 歩道部　※６０	・ ・	※5.0　・ ※3.0　・	※標準品

ｸｯｼｮﾝ材　※砂　・空練りﾓﾙﾀﾙ
仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ間の段差は3mm以内

舗石舗装

種類	厚さ(mm)	施工方法	規格品
※小舗石（花こう岩） ・	※８０～１００ ・	※うろこ張り ・	※２等品

ｸｯｼｮﾝ材　※砂　・空練りﾓﾙﾀﾙ
仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、
舗石間の段差は3mm以内

8 砂利敷き (22.9.2)

・A種(施工範囲は図示)　・B種(施工範囲は図示)
※通路　※建物周囲その他

9 路面表示用塗料

路面標示用塗料は、JIS K 5665（路面標示用塗料）による）

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	揮発性有機溶剤の含有率
・1種G	常温	液状	※白	・150	※1.0	塗料総質量に対して5%以下
・2種G	加熱		・	・100	・	
※3種1号	溶融	粉体状				

G低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号
工事名 県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事		図番 A-__
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書(R３.４) 6/7	技　作 図　調

22 植栽工事、屋上緑化、その他施設整備工事

1 植栽地の確認等 (23.1.3)
土壌の水素イオン濃度(pH)試験　・行う　※行わない
電気伝導度(EC)試験　・行う　・行わない

2 植栽基盤 (23.2.2)

	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材
樹木	※Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種	樹高12m以上 〔※100　・120　・150〕 樹高7m以上～12m未満 〔※80　・100〕 樹高3m以上～7m未満 〔※60　・80〕 樹高3m未満 〔※50　・60〕	・図示	・適用する ・適用しない
芝、地被類	※Ｂ種 ・	※20	・図示	・適用する ・適用しない

植栽基盤の排水設備　・設ける（※図示　・　　）

3 土壌改良材 (23.2.2)
・ﾊﾞｰｸ堆肥
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用料　植栽基盤面積１㎡あたり(・50L　・　　)
・汚泥発酵肥料(下水汚泥ｺﾝﾎﾟｽﾄ)
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用料　植栽基盤面積１㎡あたり(・10L　・　　)
材料
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする。

4 植込み用土 (23.2.3)
現場発生土の良質土　・客土(・畑土　・黒土　・植栽用真砂土　・山砂)

5 植樹 (23.2.2) (23.3.3) (23.3.6)
樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用並びに数量　・図示　・
支柱
材料　・丸太（間伐材）　・真竹
形式　・図示

幹巻き用材料　※幹巻き用テープ　・わら　・こも

6 芝張り、吹付けは種及び地被類 (23.4.2)
材料
芝　※ｺｳﾗｲｼﾊﾞ　・ﾉｼﾊﾞ
芝張りの工法
平地　※目地張り　・べた張り
法面　・目地張り　※べた張り

吹付けは種

種子の種類	発芽率	種子の量(g/㎡)	備考
※洋芝類(採取後2年以内)	※発芽率80%以上		
・			

地被類

樹種	ｺﾝﾃﾅ径	単位面積当たりのｺﾝﾃﾅ数	芽立数
・	・	・	・
・	・	・	・

7 屋上緑化
・屋上緑化システム

土壌層の厚さ	排水層	植込み用土
・図示 ・１２ｃｍ ・３０ｃｍ	・軽量骨材 (層の厚さ：　　) ・板状成形品	・人工軽量土 ※改良土

・樹木、芝及び地被類

樹種又は種類	寸法	株立数	刈り込み物	数量

・見切り材（　　）　・舗装材（　　）　・排水孔
・マルチング材（　　）
工法
・風圧力に対応した固定荷重（　　）
・支柱の設置　(形式：　　)
・かん水装置の設置（　　）

8 ウォール・擁壁 (23.6.2)
調査
支持力試験　・行う（方法：　　）　・行わない
材料
・石材（　　）　・透水材料（材料：　　、厚さ：　　）
・伸縮目地（材料：　　、厚さ：　　）
・水抜きパイプ（口径　　）
種類
・現場打ち擁壁
・プレキャスト擁壁
・ブロック積(張)擁壁
・石積(張)擁壁
（・花こう岩（　　）　・安山岩（　　））　・目地仕上げ（　　）
・その他擁壁　（・ﾚﾝｶﾞｳｫｰﾙ　・ﾀｲﾙｳｫｰﾙ　・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ）

9 四つ目垣 (23.7.3)
柱材料　※杉　※桧
防腐処理　・適用する（方法：　　）　・適用しない

10 遊戯施設及びサービス施設 (23.8.2)
木材の防腐処理
・木材処理方法（　　）

コンクリート工作物
※ＪＩＳ規格に適合　・ＪＩＳ以外（品質：　　）

木材遊戯施設
・木材の規格（　　）　・樹種（　　）

その他の工作物
・木材の規格（　　）　・樹種（　　）
・自然石（切石仕上げ　　）

11 柵 (23.9.2)
・パイプ柵
・ネットフェンス
種類　・　　寸法　・　　mm
・焼丸太
樹種　※杉　※桧　・

12 自転車置場ユニット (23.10.2)
自転車置場ユニットの品質及び性能
・優良住宅部品（ＢＬ部品）　・機材の品質・性能基準
・その他（　　）　※製作所の仕様による
収容台数　・　台

13 物置ユニット (23.10.3)

材質	強度区分の種別	寸法	形状
・	・	・図示	・図示
・	・	・	・

23 その他
1 別記図

300

工事名　○○○○新築工事
構造　○○造○階建
建築面積　○○○○.○○㎡
延べ面積　○○○○.○○㎡
工期　令和○年○月○日～令和○年○月○日
設計　○○○○建築士事務所
管理技術者　○○　○○
建築　㈱○○○○○
監理（主任）技術者　○○　○○
電気　㈱○○○○○
監理（主任）技術者　○○　○○
機械　㈱○○○○○
監理（主任）技術者　○○　○○

200

（別記図－１）

別表１　鉄鋼面耐候性塗料塗り（DP）

工程		塗料その他			塗付け量(kg／㎡)
		規格番号	規格名称	種類又は等級	
素地ごしらえ		公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）18.2.2表による B種			—
1	下塗り（１回目）	JIS K 5552	ジンクリッチプライマー	2種	0.14
2	下塗り（２回目）	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14
3	下塗り（３回目）	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14
4	研磨紙ずり	研磨紙P120～220			—
5	中塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 中塗り塗料	0.14
6	上塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 上塗り塗料	0.10

(注)　1．工程６まで製作工場で行う場合は、工程４は省略する。

別表２
材料名称

⊙仮設工事
・
・
⊙土工事
※埋め戻し，盛土材
・
・
⊙地業工事
⊙砕石
※杭
・杭施工混和材
・溶接材料
・杭頭補強筋
・地盤改良材
・
・
⊙鉄筋工事
※鉄筋
・溶接金網
⊙スリーブ補強筋（既製品）
・
・
⊙コンクリート工事
・型枠
・特殊型枠（フラットデッキ他）
※コンクリート
・セメント
・骨材
・水
・混和材
・
・
・鉄骨工事
※鋼材
・高力ボルト，普通ボルト
・アンカーボルト
・スタッド
・デッキプレート
・溶接材料
・耐火被覆材
・溶融亜鉛めっき
・
・
・コンクリートブロック他工事
・コンクリートブロック
・ＡＬＣパネル
・押出成形セメント板
・
・
⊙防水工事
⊙防水材
⊙断熱材、接着剤
⊙シーリング材
・
・
・石，タイル工事
・石材
・取付金物
・タイル
・タイル張付け用材料
・
・
・木工事
・木材
・集成材
・
・
・屋根，とい工事
・長尺金属板
・折板
・粘土瓦
・とい
・
・

⊙金属工事
・金属製品
⊙軽量鉄骨天井下地
⊙軽量鉄骨壁下地
・あと施工アンカー
・
・
⊙左官工事
・モルタル
・セルフレベリング材
⊙仕上塗材
・ロックウール
・
・
⊙建具工事
⊙アルミ製，鋼製建具
・木製建具
・建具用金物
・ガラス
・シャッター
・
・
・カーテンウォール工事
・
・
⊙塗装工事
⊙塗料
・
・
⊙内装工事
・ビニル床シート
・カーペット
・合成樹脂塗床材
・フローリング
・畳
⊙せっこうボード
⊙壁紙
⊙断熱，防露材
・
・
・ユニット，その他工事
・フリーアクセスフロア
・可動間仕切
・トイレブース
・
・
・排水工事
・排水管
・排水桝
・
・
⊙舗装工事
・路床
⊙路盤材
⊙アスファルト
・コンクリート
・ブロック系舗装材
・
・
⊙植栽工事
⊙樹木
⊙芝，吹付けは種，地被類
・支柱材
⊙肥料，土壌改良剤
・
・

監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのﾏｰｸ表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)○○○設計事務所	管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録第○○○号	検　作 確　認
工事名　県営住宅○○○団地○○棟建替事業（建築）工事			図番
令和３年__月__日	県営住宅建築工事特記仕様書Ｒ３．４）7/7		A-__

県営住宅電気設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　令和元年度　［第　　］　工事

2．工事場所

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考

4．工事種目（表中○印の付いたものが対象工事種目）

工事種目 ＼ 建物名称及び屋外	工事種別					備考
					屋外	
・電灯設備						
・動力設備						
・雷保護設備						
・発変電設備						
・電力貯蔵設備						
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ設備						
・駐車場管制設備						
・自動火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・構内配電線路						外灯設備を含む
・構内通信線路						
・テレビ電波障害防除設備						
・						
・						
・						

5　別途工事　・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事　・消滅設備工事
・塗工　・木製建具工事　・エレベーター工事　・汚水処理設備工事
・屋外電気設備工事　・屋外機械設備工事　・駐車場工事

本工事施工にあっては別途契約する上記工事の開始者と相互に協議し、常に協力的な態度で対応を図る。

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書 電気編(平成２８年度版）」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設置工事標準図（電気設備工事編　平成２８年版）」（以下「標準図」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（平成２８年版）」による。

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図、建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特記仕様

1）欄は全て適用する。

2）項目は全て適用する。

3）特記事項は、◎印の付いたものを適用する。ただし、◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は、ともに適用するものとする。

4）項目又は特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「共通仕様書」の該当項目を示す。

5）特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。

6）「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な措置、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

7）熱帯材の使用削減に努める。

8）環境対策（現場発生材の再利用及び分別収集等）に努める。

9）ユニバーサルデザインへの対応に努める。

3．電気方式

1）電灯設備

幹線　ＡＣ　１Φ３Ｗ　２００Ｖ　／　１００Ｖ　５０Ｈｚ（６０Ｈｚ）
分岐　ＡＣ　１Φ３Ｗ　２００Ｖ　／　１００Ｖ　５０Ｈｚ（６０Ｈｚ）
　　ＡＣ　１Φ２Ｗ　２００Ｖ　／　１００Ｖ　５０Ｈｚ（６０Ｈｚ）

2）動力設備

幹線　ＡＣ　３Φ３Ｗ　４００Ｖ　又　２００Ｖ　５０Ｈｚ（６０Ｈｚ）
分岐　ＡＣ　３Φ３Ｗ　４００Ｖ　又　２００Ｖ　５０Ｈｚ（６０Ｈｚ）

一般共通事項

項目	特記事項
1．一般事項	・　工事の施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告のうえ、指示に従うこと。 ・　工事発注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
2．法令その他	この工事は、工事に関する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
3．公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1)　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)　調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より作用している現場労働者の賃金所間管理を適切に行わなければならない。 (4)　元請工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
4．工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第10条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止所点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、書入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の住民の騒小と異情に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の授行に伴え工事現場を保全すること。
5．設計図書等の取り扱い　(1.1.6)	・　本工事は、工事請負契約の款に基づき、施工する。 ・　設計図書相互に相違がある場合の優先順位は、次による。 1．質問回答書 2．現場説明書 3．特記仕様書 4．図面 5．共通仕様書 6．公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（平成28年度版） 7．JIS その他公共規格及びこれに準ずる規格 疑義については、次による。 ・　本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答書により確認するものとする。 ・　本工事の施工中に生じた疑義は、工事前に質疑応答書に準ずる記録書として作成する。 ・　設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督職員の指示に従い、請負金額の範囲内において施工するものとする。
6．工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック　電気設備工事編　平成30年版）によるほか、監督職員の指示により撮影する。
7．設計値	※設計値－種土　　㎜(現状地盤高法図示)
8．工事実績情報(CORINS)の登録　(1.1.4)	※工事カルテ特記仕様書による
9．施工計画書　(1.2.2)	提出を要する施工計画書　(1) 総合施工計画書（仮設を含む）(2) 工程別施工計画書
10．施工管理体制に関する書類の提出　(1.3.2)	建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する以下の事項について、監督職員に提出する。 1．建設業法施工規則第14の2第1項に掲げる事項 2．安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び運用管理責任者
11．関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
12．施工条件　(1.3.2)	建築基準法に基づき定する風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・　風圧力 風速（Ｖｏ＝　　） 地表面粗度区分（　　） ・　積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
13．電気安安技術者　(1.3.2)	※　適用する　　・　適用しない
13．災害時の安全確保　(1.3.7)	工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を監督職員に提出する。
14．異常気象時等の報告	異常気象時（大雨警報・暴風警報・大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。
15．特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の届出の有無 ※届出を要しない（対象工事でない）　・届出を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 (1)分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・新築工事等	建築設備工事 ※有	・手作業 ※手作業・機械作業併用

(2)特定建設資材等廃棄物の種類と再資源化等を行う施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等を行う施設名称	所在地
・コンクリート	・	・
・コンクリート及び　鉄から成る建設資材	・	・
・木材	・	・
・アスファルト・コンクリート	・	・

注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。
受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。

項目	特記事項
16．発生材の処理等　(1.3.9)	・　引渡しを要するもの（　　） ・　特別管理産業廃棄物（・　ＰＣＢ使用機器　・　　） 処理費用　・　別途　・　本工事 ＰＣＢを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。 ・　現場において再利用を図るもの（　　） ・　再資源化を図るもの（　　） ・　引渡しを要するもの以外は、すべて構外に搬出し適切処理とする。 処理費用　・　別途　・　本工事　・主体工事
17．産業廃棄物管理票	(附) 日本産業廃棄物処理振興センター(http://www.jamet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェスト）により行うこと。これより難い場合は監督職員と協議する。
18．建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム(CORIS)」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事発注時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、および建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に再計用書の実績報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
19．環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④までを満たすものとする。 ①　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②　接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③　接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。 ④　①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは、次の③又は④に該当する材料を指す。ただし、設計図書に規定がない場合は、監督職員と協議する。 ①　建築基準法施行例第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②　建築基準法施行例第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③　建築基準法施行例第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④　建築基準法施行例第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
20．環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
21．地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は工事に使用する建設資材等について関特図書に規定する品質が競争機会調足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県資材証明制度要綱」第２条に規げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で製造工程が施されたものをいう。
22．機材の品質等　(1.4.2)	（1）本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ただし、同等のものと存する場合は、監督職員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する機材のうち、外部機関が下記①～⑥の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等の評価されたことを示す書面の写しを、監督職員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督職員への提出を省略することができる。 ①　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③　安定的な供給が可能であること。 ④　法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥　販売、保守等の営業体制が整えられていること。
23．機材の検査等　(1.4.4)	表現に載入したすべての機材について、自主検査記録（任意様式）を提出すること。ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督職員の指示による。
24．化学物質濃の濃度測定　(1.5.7)	ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 ・　あり　　※　なし なお、測定対象化合物質、測定方法、測定対象及び箇所数は、監督職員の指示による。
25．アスベスト分析	※行わない　　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
26．アスベスト粉じん濃度測定	※行わない　　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
27．非出力又対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。
28．既存部の汚損等	工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。
29．耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は、表３「耐震施工の基準」による。 ただし、これにより難い場合は監督員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	sクラス	aクラス	bクラス
上階階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48

本定段は（・防災上重要な施設を必要とする防災拠点等　※ 防災上重要な施設　・一段の施設）とする。
機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災上重点等及び防災上重要な施設	一般の施設
sクラス	・受変電設備 ・自家発電設備 ・非常用蓄電池設備 ・交換機、情報配管等 ・防災用情報通信設備 ・アンテナ、避難台等 ・	・ ・ ・
aクラス	・電話設備 ・中央監視設備 ・非常放送設備 ・幹線設備（盤類を含む） ・太陽光発電設備	・受変電設備 ・自家発電設備 ・非常警報発報設備 ・電灯設備 ・非常放送設備
bクラス	a、aクラス以外の機器等	a、aクラス以外の機器等

※あと施工アンカーは原則として認めない。ただし、のねじ形を使用する場合は監督員と協議すること。
・あと施工アンカーの引き抜き試験　・　行う　　※行わない

30．施工図等の権利　施工図等の著作権に係る当該建築物に係る使用権は発注者に帰属するものとする。

31．検査　(1.6.2)　中間検査　・対象工事（実施法中間検査実施基準による）　・対象外工事
工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督職員の指示による。

32．完成図等　※現場説明書による。

33．電子納品　電子納品特記仕様書による
貸与する設計図データの著無（　※有　・無　）
貸与するCADデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

34．瑕疵担保期間　静岡県建設工事請負契約約款41条に定める。
設計図書で期間を定める工事仕次のものとする。
照明器具に用いる蛍光管及び白熱電球（尖光電球を含む）期間6ヶ月

一般共通工事

項目	特記事項
1．監督職員事務所	※　設けない（受注者事務所に打合わせ会議室を確保する。） ・　設ける（現場　　㎡程度、受注者事務所と同様　・可　　・不可） 備品（　　）
2．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び舗手検きなどの費用は、引き直しまで受注者の負担とする。
3．電源周波数	・　５０Ｈｚ　　・　６０Ｈｚ
4．工事用仮設物	構内に作ることが　※　できる　　・　できない
5．養生	養生範囲（・　　） 養生方法（・　　）
6．足場等	※別関約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・　本工事で設置する。 内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※枠組足場　・ 枠組足場を設ける場合、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据面方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・外部足場の防護シートによる養生 （・養生ネット・養生シート(・Ⅰ類・Ⅱ類)・ネット状養生シート(Ⅰ類・Ⅱ類)） （・防音シート　・防音パネル　・　　・　　）
7．建設発生土処理	共通仕様書によるほか次による。 （1）管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 （2）埋戻し及び盛り土（OIBがあるもの） ・根切り土　・持込み土（　　） （3）残土処分 ※構内敷きならし ・構外搬出適正処理　片道の運搬距離（　　）km、DID区間（・有　・無） ・構内指示の場所に堆積 なお、発注者の提示する運搬距離、処分費及び盛地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
8．塗装工事　(2.7.1) (現場塗装) (めっき) (亜鉛めっき面の塗装工程)	次の金属露出配管は、塗装を行う。 ※　屋外　・　屋内（　　） 溶融亜鉛めっきの種別（　　） ・　耐塩害地区の塗装種類及び工法（　　） ・　露出部、見えがかり部の塗装色は、監督職員と協議する。 1．鉄を基材とするものは、JIS B 1044「締結用部品－電気めっき」による。 2．黄銅を基材とするものは、隠ぺい部分に使用する場合は、黄銅基材のままとし、露出部分に使用する場合は、JIS B 1044「締結用部品－電気めっき」による。 ・　亜鉛めっき を施した鉄鋼材料を塗装する場合は、次表による。

施設状態	素地ごしらえ	塗料の種類	工程	下塗り	上塗り
屋内の露出部	共通仕様書 建築編 表18.2.3	合成樹脂 調合ペイント	共通仕様書 建築編 表18.4.3	―	2
屋外部	同上	錆止めペイント及び合成樹脂調合ペイント	同上	1	2

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課　㈱　○○○○○○設計事務所　管理建築士　○○　○○　一級建築士登録　第○○○○○○号	検図	作図	日付	工事名称　○○○○○○○○○○○工事 図面名称　県営住宅電気設備工事特記仕様書(R1，6)　1/3	縮尺	図面No　1

編	項目	特記事項
1 一般共通工事	9．スリーブ工事 (2.9.1)	スリーブ及び防水鋼鈑管は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	10．電気工事士	最大電力が 500kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
	11．埋植木数、管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は、図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は、監督職員の承諾を受ける。
	12．配線器具	(1) スイッチは原則としてネーム付きとし、器具の場所を表示する。 (2) フラッシュプレート（Ｏで囲むもの） ・　樹金属　　・　ステンレス　　※ 合成樹脂 (3) フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形またはＴ具締付形）とする。 ※ アルミ製　　・　黄銅製 (4) コンセントの送り配線は送り端子を使用せず、接続によるものとする。
	13．はつり	はつり工事は、事前に次の調査を行い、監督職員に報告を行う。 ・　左査式埋設物調査　　・　Ｘ線調査（用途別）
	4．銘盤者、受注者の表示	・　表示方法は、次による。 １．銘名称銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。非常用は赤文字とする。） ２．用途銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。非常用は赤文字とする。） ３．受注者、竣出者、完成年月銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。）
	15．取付板	・　取付板の製作は、次による。 １．木板の厚さは、１５mm以上とする。 ２．合板を使用する場合、加工工場で寸法切り及びサンダ掛けを行う。 ３．整木を使用する場合、木板の幅が２０cm以上のものは、反り止め付きとする。
	16．機器等の取付高さ	図面に特記なき場合は、【表－１】「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。
	17．接地工事	(1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 600mm×900mm、厚さ1.5mm以上の薄板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、【表－２】「接地線一覧表」による。
	18．コンクリート工事	設計基準強度　・　N/M ²　、　スランプ　　・　　cm コンクリート圧縮強度試験 ※ 行わない　　・ 行う（　　） ただし、現場での試験を行わない場合は工場での試験成績証を提出すること。
	19．空配管（呼び線）	空配管には導入線（1.2mm以上のビニル被覆鉄線）を入れる。ただし、短かな空配管は除く。
	20．電線類	※ 環境対策型電線（EM電線） ・ 非環境対策型電線（ビニル電線） EM電線で提唱等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。 記号：EM-IEEE S 使用：JIS 4271（ﾏｲﾗｰ社同ｺﾞﾑｺｰﾄ）に準じ、絶縁材及びシースにJIS規格によるEMケーブルの新勢性ポリエチレンを用いたもの
	21．架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力金世仕様による。
	22．電力・電話の引込み	電力及び電話引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせのうえ監督職員との協議により定まする。また、外被工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成手伝い、申請手続に要する費用は発注者の負担とする。
	23．最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。
	24．位置ボックス等	ケーブル法り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。
	25．自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。
	26．屋外の支持金物	電線管等の屋外支持金物は、原則として次による。 ※ ステンレス製　　・　亜鉛メッキ

編	項目	特記事項
2 電力設備工事	1．電線保護物類 (1.2.6)～(1.2.9)	・　形式等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　接地端子盤の形状等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 (1) 合成樹脂製可とう電線管（PF管）及び付属品 電力用信置ボックス類は、合成樹脂製又は鋼製とする。鋼製とした場合は管内に接地線を付加し当該ボックスにボンディングを施すものとする。 (2) 金属製露出管路 次の管路は、塗装を行う。 （※ 屋外　　※ 配線室を除く屋内で見えがかり部分　　・　　）
	2．照明器具 (1.4.1)(1.4.2) (1.4.3) (1.4.4)	・　記号及び形式は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　1.5kgを超えるダウンライト器具の構造は、標準図第２編「電力設備工事」による。 照明用ボールには、（※　配線用遮断器　　・　コットアウトスイッチ）を設ける。 ・　安定器の定格入力容量（表示値）は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ランプの光源色：※　電球色　　・　白色　　・　昼白色
	3．防災用照明器具 (1.5.1)	・　形式等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　建築基準法の規定による非常用照明器具は次による。（Ｏで囲むもの） ※　電池内蔵形　　・　電源別置形（・バッテリー　・発電機　）
	4．分電盤 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3) (1.8.6)	種別は一般形とし、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　ガタースペースの寸法は、標準図第２編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、（※　鋼板　　・　ステンレス）とする。 ・　接地端子盤の形状等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　特に資食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計算は、（※　検定付　　・　無検定）とする。 ・　低圧用SPDクラス：（JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス－第11部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅠ試験によるもの）の性能：（　　） ・　電力計測装置は、次による。 １．計測回路数　　回 ２．集中監視部：信号回線数（　　回線）、信号種別（　　） ３．集中監視部の外部出力端子（　　） ４．変成器の定格電流：　　A ５．表示器：※　設ける　　・　設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） ・　ハンドル用の鍵は、総数の２０％とし、最低３箱とする。 ・　補修塗料は、各色ごとに、１０ｃｃ缶1個とする。
	5．耐熱形分電盤 (1.9.1)	・　形式は、標準図第２編「電力設備工事」による。
	6．開閉器箱 (1.12.1)	・　形式は、標準図第２編「電力設備工事」による。
	7．制御盤 (1.13.1)(1.13.3) (1.13.6)	・　形式等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、（※　鋼板　　・　ステンレス）とする。 ・　接地端子盤の形状等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　文字記号は、標準図第１編「共通事項」による。
	8．電気自動車用充電装置 (1.15.1)(1.15.3) (1.15.4) (1.15.7) (1.15.8)	※　電気自動車用急速充電装置　　・　電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧：　　V キャビネットの構成材は、（※　鋼板　　・　ステンレス）とする。 電力変換装置の定格直流電圧：　　V ・　文字記号は、標準図第１編「共通事項」による。 移報用の遠方監視用接点：・　設ける　　・　設けない
	9．雷保護装置 (1.17.2) (1.17.3) (1.17.4)	突針の支持管は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） 試験用接続端子箱の形式等は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	10．接地 (1.18.1)(1.18.2) (1.18.3) (1.18.4)	・　接地線子箱の形式等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　接地棒の形式等は、標準図第２編「電力設備工事」による。 接地棒埋設標の形式等は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	11．外線材料 (1.19.6)	マンホール、ハンドホールの及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） 埋設標は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	12．換気扇等	・　換気扇等は、次による。 １．換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等は、図示による。 ２．雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が貫い込まないよう処置を施す。 ３．エレベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。
	13．機材の試験 (1.20.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　）

編	項目	特記事項
2 電力設備工事	14．共通事項 (2.1.10) (2.1.11) (2.1.12) (2.1.13) (2.2.7)(2.3.7) (2.4.7)(2.10.3)	・　金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の床部の床を貫通する部分で耐後防止処置を要する場合は、標準図第２編「電力設備工事」による。 管路の建物外壁貫通部は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　積引き配管等の耐震支持は、標準図第２編「電力設備工事」による。 建築の構造体　・　金属構造　　・　制震構造　　・　その他 ・　建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ・　二重天井の位置ボックスは、火井面（埋込み形器具の場合を除く。）に取付ける。
	15．合成樹脂管配線（PF管、CD管） (2.3.3)	・　管の切口は、電線等の被覆を損傷しないよう平滑にする。 ・　二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、鉛みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・　コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶりを３０mm以上とする。
	16．バスダクト配線 (2.9.2)	エキスパンションバスダクト：・　設ける　　・　設けない
	17．ケーブル配線 (2.10.1.1) (2.10.1.4) (2.10.1.5) (2.10.1.7) (2.10.1.9) (2.10.2) (2.12.3) (2.12.5)	・　ケーブルは、波寳材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を設して固定するか又はメッセンジャワイヤを張り、これに固定する。 ・　ケーブルは、盤内等で、若干の余裕長を確保する。 ・　高圧ケーブル端末処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、資格等を明記したカードを取付ける。 ちょう架配線は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第２編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を横造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブルは、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　平形保護管工事に使用する機材等は、図示による。 ・　ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・　ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむをえず共用する場合は、セパレータを設け、C種接地工事を施す。 マンホール及びハンドホールは、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） 管と鋼殻との接続部は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　架空配線からの引込みは、標準図第２編「電力設備工事」による。 低圧幹線、高圧又は特別高圧以外の地中配線の標識シート等（※　設ける　　・　設けない） ・　管路等の上小ぶりは、図示による。 埋設標の敷設は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	18．地中配線 (2.12.4)	
	19．接地 (2.13.14)	接地極埋設標は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。
	20．電灯設備 (2.14.1) (2.14.3)	屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電線法り配線は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・　照明器具の背面形式は、標準図第２編「電力設備工事」による。 ダウンライト器具の取付けは、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　取付け用ビスは、めっきしたもの若しくはステンレス製とし、電線を損傷しないように、最小必要長さにして使用する。 ・　電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上部は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・　二重天井内に設ける位置ボックス内で電気配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が敷きされている場合においては、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・　共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との離隔を十分にとる。 ・　共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。
	21．動力設備 (2.15.1)	・　電動機への配線は、標準図第２編「電力設備工事」による。 電線種への配線は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　）
	22．雷保護設備 (2.17.2) (2.17.3) (2.17.4)	突針支持管及び取付金具の取付けは、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） 引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等は、次による。 ※　標準図第２編「電力設備工事」 ・　その他（　　） ・　接地極の埋設は、標準図第２編「電力設備工事」による。
	23．施工の立会い及び試験 (2.18.2)	接地抵抗の測定時期及び回数（　　） 照度測定は、原則、本工事範囲すべて行うものとするが、これにより難い場合は、監督職員との協議による。

編	項目	特記事項
3 受変電設備工事	1．キュービクル式配電盤 (1.1.3) (1.1.4) (1.1.5)	キャビネットの構成材は、（※　鋼板　　・　ステンレス）とする。 積算計算は、（※　検定付　　・　無検定）とする。 ・　制御回路等の配線は、次による。 １．配線終端は、特記がなければ丸はんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを取付ける。 ２．制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子１台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、錫１面につき５端子以上の余裕を持たせる。 ・　文字記号は、標準図第１編「共通事項」による。
	2．高圧スイッチギア (1.2.2)(1.2.4)	スイッチギヤの形は、（・　CX形　　・　CS形　　・　PM形）とする。 ・　導電部の定格電流（　　A） ・　導電部の定格短時間耐電流（　　kA）
	3．低圧スイッチギア (1.5.2)(1.5.4)	スイッチギヤの形は、（・　CX形　　・　CS形　　・　CM形　　・　PM形）とする。 ・　導電部の定格電流（　　A） ・　導電部の定格短時間耐電流（　　kA）
	4．高圧機器 (1.10.1) (1.10.3) (1.10.4) (1.10.6) (1.10.8)	交流遮断器の歪蓋方式は、（・　半動ばね操作方式　　・　電気操作方式）とする。 電気操作方式の場合は、（・　電動ばね操作方式　　・　電磁操作方式）とする。 高圧進相コンデンサの絶縁方式は、（・　油入　　・　乾式）とする。 乾式の場合は、（・　モールド　　・　ガス入り）とする。 直列リアクトルは、（・　油入　　・　モールド）とする。 ・　直列リアクトルの最大許容電流（　　%） ・　避雷器は、動作表示が同既点検できるものであって、かつ、特性要素の劣警えが容易にできるものとする。 ・　高圧負荷開閉器を引込口に設ける場合は、避雷器を内蔵する。
	5．据付 (2.1.1)	・　キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第３編「受変電設備工事」による。
	6．受変電設備用附属品	・　附属品の施設単位及び収納 １．附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備器所単位とする。 ２．附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・　提類の附属品 プロテクタ付き点検灯（600V ＶＣＴケーブル約５m、プラグ付き、100V、100W電球相当の照明）を１個納入する。 なお、低圧配電盤が平設される場合は、共通仕様書第２編１．８．７「手備品等」による。 ・　自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、１以外は特記で示されたものを備えることとする。 ただし、低圧回路のみのときは、７～１０は、不要とする １．提示板（記載内容は、監督職員の指示による。） （１）連絡先板・・・・・・・・・・・・１枚（400×690mm　（概略寸法） （２）操作説明板・・・・・・・・・・・１枚（1,200×800mm　（概略寸法） （３）系統図板（電気系統及び水却水、燃料配管系統）・・各１枚（1,200×800mm　（概略寸法） （４）自家用電気工作物表示板・・・・１枚（420×690mm）（概略寸法） ２．消火器（電気火災及び油火災両用、標識とも） ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 （１）全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器（１０形程度）・・・・・・・・・・２個以上 （２）全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器（１０能力単位以上）・・・・・・・２個以上 ３．低圧・高圧兼用検電器（音響、ネオン併用式） （低圧自家用の場合は、低圧用検電器）・・・・１個以上 ４．回路計（ケース、リード付き　JIS C 1202「回路計」A級）・・・・・１個 ５．クランプメータ（抵抗測定用アダプタ付き）・・・１個 標準測定範囲…電流（交流）0～300A、電圧（交流）0～600V ６．絶縁抵抗計（100MΩ、ケース、リード付き） JIS C 1302「絶縁抵抗計」（電池式）・・・・・１個 ７．設備埋地器具（5m）・・・

編	項目	特記事項
4 電力貯蔵設備工事	1．直流電源装置 (2.1.7)	・　文字記号は、標準図第１編「共通事項」による。
	2．交流無停電電源装置（UPS） (2.2.1)(2.2.7)	方式は、（・　常時インバータ給電方式　　・　ラインインタラクティブ方式　　・　常時商用給電方式）とする。 ・　停電補償時間（　　時間）
5 発電設備	1．ディーゼル発電装置 (1.1.1)(1.1.4.2) (1.1.4.5) (1.1.5.3) (1.1.6.1) (1.1.6.3) (1.1.6.4) (1.1.6.5) (1.1.6.7)	・　運転時間（　　時間） ・　排気ガスの排出規制値及び測定方式（　　） 保安装置の外部用端子：・　設ける　　・　設けない ・　適用項目（　　） ・　補機附属装置等の選用機器等（　　） ・　冷却水（　　） ・　主燃料槽の寸法等は、標準図第４編「発電設備工事」による。 燃料小出槽は、次による。 ※　標準図第４編「発電設備工事」 ・　その他（　　） 燃料小出槽の構成材は、（※　鋼板　　・　ステンレス）とする。 給油ボックスは、次による。 ※　標準図第４編「発電設備工事」 ・　その他（　　） 給油ボックスの構成材は、（・　鋼板　　※　ステンレス）とする。 ・　原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（　　以下） ・　消音器は、次による。 １．消音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な離隔距離を確保して設置する。 ２．消音器と建物を貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手で接続する。

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課　㈱　○○○○○○設計事務所 管理建築士　○○　○○ 一級建築士登録　第○○○○○○号	検図	作図	日付	工事名称　○○○○○○○○○○○工事 図面名称　県営住宅電気設備工事特記仕様書(R１．６)　2/3	縮尺	図面 No　2

編	項目	特記事項
5 発電設備	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.8)	燃料油は、（・ 軽油（　　号）　・ 重油（　　号））とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを取付ける。 ・ 配管材料（　　）
	2．ガスエンジン発電装置 (1.2.5) (1.2.6.5) (1.2.7.1)	保安装置の外部用端子　・ 設ける　・ 設けない ・ 適用項目（　　） ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（　　以下） 燃料ガス（天然ガス系都市ガス）は、（・ １３Ａ　・ １２Ａ）とする。
	3．ガスタービン発電装置 (1.3.4.2)(1.3.4.5) (1.3.5) (1.3.6.5) (1.3.7.1)	・ 運転時間（　　時間） ・ 排気ガスの排出規制値及び既燒方式（　　） 震度非系の配管に設ける冲却器は、（※ 空冲式　・ 水冲式）とする。 保安装置の外部用端子　・ 設ける　・ 設けない ・ 適用項目（　　） ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（　　以下） 燃料油は、（・ 灯油（　　号）　・ 軽油（　　号）　・ 重油（　　号））とする。
	4．太陽光発電装置 (1.7.1)	系統連系：・ あり　・ なし 自立運転：・ あり　・ なし。 ・ 太陽光発電装置において最大出力５０ｋＷ以上の設備及び目家用電気工作物との連糸をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。
	(1.7.2) (1.7.4)	・ 太陽電池アレイ公称出力（　　ｋＷ） パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧：・ １００Ｖ　・ ２００Ｖ 出力電気方式：・ 三相３線式　・ 単相３線式　・ 単相２線式 遠方監視用端子：・ 設ける　・ 設けない
	5．風力発電装置 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ ２０ｋＷ未満　・２０ｋＷを超える（　　） 系統連系：・ あり　・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等（　　） 移報用の遠方監視用接点：・ 設ける　・ 設けない
	6．換気装置	・ 換気装置は、機関の燃焼用空気の補給、室温上昇の制御及び保守員の必要な空気量等を満足させるものとし、次による。 １．吸気口及び排気口は、チャンバ方式又はダクト方式のいずれかとする。 ２．給気口及び排気口は、室内若しくはパッケージ内の換気が有効に行える位置に設ける。 ３．換気方式は換気ファンを用いる強制換気方式とし、給気は自然給気を標準とする。 ４．パッケージには、換気ファンを設ける。 ５．換気ファンは、点検が容易に行える構造とする。 ６．ガスタービンの排気口は、危険のないよう保護する。 また、給気、排気系で運転中に異物で閉塞されないよう考慮する。 ７．換気装置は故障表示（表示及びベル）を行う。
	7．ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付 (2.1.6) (2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付は、標準図第４編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付は、次による。 ※ 標準図第４編「発電設備工事」 ・ その他（　　）
	(2.1.7.2)	・ 横引き配管等の制震支持は、標準図第４編「発電設備工事」による。 建築の構造体：・ 免震構造　・ 制震構造　・ その他 ・ 配管には、流体の種類及び方向を明示するものとし、標準図第４編「発電設備工事」による。 燃料系統配管において、地中埋設配管の分岐及び曲り部には、次による埋設標を設置する。 ※ 標準図第４編「発電設備工事」 ・ その他（　　）
	(2.1.7.5)	・ 排気系統配管において、地震時に過大な変位が生じないように、標準図第４編「発電設備工事」による３方向のストッパを設ける。 ・ 排気管と煙突の接続は、標準図第４編「発電設備工事」による。
	8．施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ 現地総合試験は、電気主任技術者及び監督職員の立会いを受ける。 ・ 風力発電設備の試験項目（　　）
	9．発電設備常用附属品等	・ 発電設備常用附属品 発電設備常用附属品は、以下のものとし、１以外は特記で示されたものを備えることとする。 ただし、低圧回路のみのときは、７～１０は、不要とする また、発電設備が受変電設備と併設されるときは、１（２）の操作説明板（１枚）、１（３）の系統図板（冷却水及び燃料配管系統（１枚））及び２の消火器のみでよい。 １．掲示板（記載内容は、監督職員の指示による。） （１）連絡先板・・・・・・・・・・・１枚（400×600mm）（概略寸法） （２）操作説明板・・・・・・・・・・・１枚（1,200×800mm）（概略寸法） （３）系統図板（電気系統及び冷却水、燃料配管系統）・・各１枚（1,200×800mm）（概略寸法） （４）自家用電気工作物表示板・・・・１枚（420×600mm）（概略寸法） ２．消火器（電気火災及び油火災両用、標識とも） ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 （１）全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器（１０形程度）・・・・・・・・・・２個以上 （２）全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器（１０能力単位以上）・・・・・・・・２個以上 ３．低圧・高圧兼用検電器（音響、ネオン使用式） （低圧自家用の場合は、低圧用検電器）・・・・１個以上 ４．回路計（ケース、リード付き　JIS C 1202「回路計」Ａ級）・・・・・１個 ５．クランプメータ（抵抗測定用アダプタ付き）・・・１個 標準測定範囲…電流（交流）0～300Ａ、電圧（交流）0～600Ｖ ６．絶縁抵抗計（100MΩ、ケース、リード付き） JIS C 1302「絶縁抵抗計」（電池式）・・・・・１個 ７．短絡接地器具（5m）・・・・・・・・・・・・・・・一式 ８．新器具又は共中間型操作用フック棒・・・・・・２本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において、屋外用とする場合は、特記による。 ９．絶縁抵抗計（2,000MΩ、ケース、リード付き） JIS C 1302「絶縁抵抗計」（電池式）・・・・・・１個 10．絶縁ゴムマット（６ｋｖ用・すべり止め付き）・・・一式 ・ その他 １．予備品及び附属品は、損傷の収納箱に目録を付け、納入する。 ２．燃料は、引渡し時に燃料槽に充満しておくこととし、潤滑油２０Ｌ（４Ｌ×５個）を別に納入する。 ３．燃料槽が共通台板に搭載されているものは、ウイングポンプ（ピアノ線入りホース又は網入りホース付き）を機品として納入する。

編	項目	特記事項
6 通信・情報設備工事	1．配線器具 (1.3.3)	・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ（　　）
	2．端子盤・機器収納ラック等 (1.4.2)	端子盤及び集合保安器箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第５編「通信・情報設備工事」 ・ その他（　　）
	(1.4.4)	屋内用キャビネットの構成材は、（※ 鋼板　・ ステンレス）とする。 端子板は、次による。 ※ 標準図第５編「通信・情報設備工事」 ・ その他（　　）
	(1.4.5)	・ 通信用ＳＰＤカテゴリＤ１０の性能（　　）
	3．構内情報通信網装置 (1.5.1)～(1.5.8)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。
	4．情報表示装置 (1.7.4.1)(1.7.4.2) (1.7.4.6)	・ 形式等は、標準図第５編「通信・情報設備工事」による。 親時計の時刻補正方式：・ ＧＰＳ方式　・ 標準電波方式 ・ 太陽電池式ポール形屋外時計は、次による。 内照式時計の点灯時間及び不日照時の点灯保証日数：（　　） 時刻補正方式：・ ＧＰＳ方式　・ 標準電波方式
	5．拡声装置 (1.9.1)(1.9.4)	・ 形式等は、標準図第５編「通信・情報設備工事」による。 ＦＭアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）
	6．誘導支援装置 (1.10.1)	形式等は、次による。 ※ 標準図第５編「通信・情報設備工事」 ・ その他（　　）
	(1.10.4)	テレビインターホン（親機）で操像範囲を調整する機能：・ あり　・ なし テレビインターホン（子機）で操像範囲を調整する機能：・ あり　・ なし
	(1.10.10)	住宅情報盤装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）
	(1.10.12)	宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）
	（緊急通報装置）	緊急通報設備は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや、住まい、健康等を開放的、自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。
	7．テレビ共同受信装置 (1.11.1)(1.11.2)	・ 形式等は、標準図第５編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）
	8．テレビ電波障害防除装置 (1.12.1)	・ 形式等は、標準図第５編「通信・情報設備工事」による。
	9．監視カメラ装置 (1.13.1)～(1.13.5)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 ・ 機器収納ラックは、次による。 １．前面扉は、かぎ付きとする。 ２．側面パネルは、容易に開放できない構造とする。
	10．駐車場管制設備 (1.14.1)(1.14.2) (1.14.5)	・ 形式等は、標準図第５編「通信・情報設備工事」による。 ・ 制御部の機能（　　） 発行券：・ 磁気式　・ ＩＣカード式　・ その他 ・ 発券方式（　　）
	11．自動火災報知装置 (1.15.4) (1.16.3)	(1) 受信機 ・Ｒ型　・Ｐ型（　　）級（　　）回路 予備電源付（・ 壁掛形　・ 自立形） 複合盤の場合は図示する。 (2) 副受信機　表示窓数（　　）窓（・ 壁掛形　・ 自立形） (3) 発信機　・Ｒ型　・Ｐ型（　　）級（　　）形 (4) 機器収納箱　・ 埋込形　・ 露出形　・ 消火栓箱組込形 (5) 消火栓ポンプ始動用表示灯　・ 専用　※ 火報と兼用
	12．ガス漏れ警報装置	(1) 受信機（　　）回線　予備電源付（・ 壁掛形　・ 自立形） 複合盤の場合は図示する (2) 検知器　・ 都市ガス　・ 液化ガス 電　源　・ AC100V　・ DC24V (3) 中継器　残話表示灯　・ あり　・ なし（Ｏで囲むもの）
	13．非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能：・ あり　・ なし (1) 非常警報装置　・ 埋込形　・ 露出形 (2) 起動装置（押しボタン）　・ 埋込形　・ 露出形
	14．自動閉鎖装置 (1.20.1)	(1) 連動制御器（　　）回線（複合盤の場合は図示する。） (2) 動作仕様（Ｏで囲むもの） ア 作動方式　・ 多回線順次作動　・ 単独作動 イ 防煙ダンパ　・ 手動復帰　・ 遠方復帰
	15．機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次による。 ※ 共通仕様書第６編表１．２１．１「端子盤の試験」 ・ その他（　　） ＦＭアンテナの試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　） 住宅情報盤装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）

編	項目	特記事項
6 通信・情報設備工事		宅配ボックス装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　） テレビ機器の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（　　）
	16．地中配線 (2.11.3)	地中配線の埋設シート等（※ 設ける　・ 設けない）
	17．接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 接地を施す機器 ／ 接地抵抗値（Ω） ／ 接地線の太さ（mm） 主端子盤及び保安装置を有する端子盤 ／ 100 以下 ／ 1.6 以上 ヘッドエンド、増幅器、電話供給器、保安器、メッセンジャワイヤ ／ 100 以下 ／ 1.6 以上 拡声用増幅器 ／ 100 以下 ／ 1.6 以上 ・ 接地線は、強電の接地と共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を収容する端子盤には、1.6mm以上の絶縁電線（低背又は鉄筋に接続する場合は裸線）を用いて接地設備（100Ω以下）を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合は、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通じて接続されていても差し支えない。
	18．構内交換設備 (2.14.2)	・ 機器の取付は、次による。 １．室内にアウトレットボックスを設ける場合は、プレートを取付ける。 ただし、プレートの材質は合成樹脂製とし、用途表示を行う。 ２．主端子盤、中間端子盤及び室内端子盤は、原則として床面から上端が２m以下、下端が０．２m以上となるように取付ける。 ３．端子盤への通信線用配管は、中央部を避けて箱の四隅に取付ける。
	19．誘導支援設備 (2.18.2)	・ 宅配ボックス装置の据付は、図示による。
	20．テレビ共同受信設備 (2.19.2) (2.19.3)	(1) テレビ機器収容箱 ブースターを収容する収納箱は、露出コンセント（2P15A 2口）を内蔵し、扉には放熱に有効なガラリ等を備えたものとする。 アンテナマストの取付は、次による。 ※ 標準図第５編「通信・情報設備工事」 ・ その他（　　） ・ 自立形　・ 壁面形 ・ 標準図のＡの寸法（　　）mm
		・ 受信調査を行うチャンネル（　　）
	21．テレビ電波障害防除装置 (2.19.2)	・ 事前調査を行うチャンネル（　　）
	22．駐車場管制設備 (2.22.2)	・ 検知器の間隔及び取付高さは、図示による。
	23．施工の立会い及び試験 (2.28.2)	・ 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。
	24．電話設備	(1) 電話交換設備　・ 電子ボタン電話装置　・ 電話交換機 容量　局線（　／　）回線 内線（　／　）回線 配管工事及び保安用地接地は、本工事とする。 ＭＤＦ以降の配線工事　※ 含む　・ 含まない (2) フロアプレートは水平高低調整付（空転防止形または工具締付形）とする。 ※ アルミ製　・ 黄銅製 (3) ローテンションスタッド（Ｏで囲むもの） ※ アルミ製　・ 黄銅製　※ 一般形　・ ボタン電話形 (4) フラッシュプレート（Ｏで囲むもの） ・ 新金属　・ ステンレス　※ 合成樹脂
	25．浴室、トイレ呼出警報装置	(1) 呼出受信機　・ 埋込形　・ 露出形 (2) 呼出ボタン　・ 埋込形　・ 露出形 (3) 復情ボタン　・ 埋込形　・ 露出形 (4) 表　示　灯　・ 埋込形　・ 露出形
	26．水道自動集中検針設備	・適用する　・適用しない 1.水道自動集中検針設備の配線は、引込施工する記他装置付水道メーターの附属ケーブルと、ボックス内で端子接続する。 2.水道管理者がコンピューター回線管理を行う場合は、管轄区域の水道管理者と打合せを行うこと。
7 中央監視制御設備工事	1．共通事項 (1.1.1)	・ 信号の入出力条件は、標準図第６編「中央監視制御設備工事」による。
	2．警報盤 (1.2.1)	・ 信号の伝送方式（　　）
	3．簡易形監視制御装置 (1.3.1)(1.3.2) (1.3.4)	・ 簡易形監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ 帳票用印字装置（　　）
	4．監視制御装置 (1.4.1)(1.4.2) (1.4.4)	・ 監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ キャビネット（　　） ・ 帳票用印字装置（　　）

【表－１】機器標準取付高さ

名　称		測　点	取付高(mm)
電力共通	積算計器	地上～室中心	1,800～2,000
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤、制御盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
電灯	スイッチ	床上～中心	1,100
	スイッチ（多機能トイレ）	床上～中心	1,100
	コンセント（一般）	床上～中心	400
	コンセント（和室）	床上～中心	200
	コンセント（台上）	台上～中心	150～200
	コンセント（車椅子用）	床上～中心	900
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ブラケット（踊場）	床上～中心	2,000～2,500
	ブラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	1,500（上端2,000以下）
	開閉器箱	床上～中心	1,500
	明朗用スイッチ	地上～中心	1,300
電話	端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上～中心	1,500
	端子盤（一般室内）	床上～下端	300
	集合保安器箱	天井下～上端	200
時計	壁掛型親時計	床上～中心	1,500（上端2,000以下）
	子時計	床上～中心	（天井高）x0.9
拡声	壁掛型スピーカ	床上～中心	（天井高）x0.9
	壁付アッテネータ	床上～中心	1,100
誘導支援	外部受付用インターホン子機	床上～中心	「標準図」による。
	壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300
	壁付呼出ボタン（多機能トイレ）	床上～中心	900
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子直列ユニット（一般）	床上～中心	400
	テレビ端子直列ユニット（和室）	床上～中心	200
防災警報	受信機・副受信機	床上～操作部	900～1,500
	機器収容箱	床上～中心	900～1,500
	発信機	床上～中心	900～1,500
	警報ベル	床上～中心	2,300
	表示灯	床上～中心	2,100
	液化石油ガス検知器	床上～上端	300

【備考】天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

【表－２】接地種一覧表

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
○ 共同接地	EA・EB・EC・ED	9Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ 共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ Ａ種	EA	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ Ｂ種	EB	9Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ Ｃ種	EC	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ Ｄ種	ED	100Ω以下	EB（D=10、L=1,500 又は B=30、L=900）×1
○ Ｄ種	ED	9Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ 電圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ 交換器置用	Et	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ 通信用（10Ω）	EAt	10Ω以下	EB（D=14、L=1,500 又は B=40、L=1,200）×3連一　組
○ 通信用（100Ω）	EDt	100Ω以下	EB（D=10、L=1,500 又は B=30、L=900）×1
○ 電話引込口の保安器	ELt	100Ω以下	EB（D=10、L=1,500 又は B=30、L=900）×1
○ 測定用	Em	9Ω以下	EB（D=10、L=1,500 又は B=30、L=1,200）×1

注）ＥＢでＤ＝１４の場合はＬ＝１５００とし、Ｗ＝４０の場合はＬ＝１２００、Ｗ＝３０の場合はＬ＝９００とする。

【表－３】耐震施工の基準

設備機器・配管等の支持、固定は、以下の図書を適用する。

ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（平成25年度）

センター指針：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要 防災上重要な機能を必要	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

【別表】

名　称
・配電盤、分電盤、制御盤、警報盤等
・太陽光発電装置
・風力発電装置
・構内情報通信網装置
・住宅情報盤装置
・緊急通報装置
・テレビ共同受信設備
・監視カメラ装置
・
・

表のうち選択する事項は、⊙印の付いたものを適用する。

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課　㈱　○○○○○○設計事務所　管理建築士　○○　○○　一級建築士登録　第○○○○○○号	検図	作図	日付	工事名称　○○○○○○○○○○○工事 図面名称　県営住宅電気設備工事特記仕様書(R1.6)　3/3	縮尺	図面 No　3

添付資料 12－10

県営住宅機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工　事　概　要

1．工　事　名　称　　令和元年度　［第　　］　　工事

2．工　事　場　所　　○○○○○○○○○○○○

3．建物概要

建　物　名　称	構造	階数	延面積（m2）	消防法施行令別表第一	備　考
○○○○○○○○					

4．工事種目（⊙印をけけたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 住宅		屋外	備考
・衛生器具設備	一式			
・給水設備	一式		一式	
・排水通気設備	一式		一式	
・給湯設備	一式			
・消火設備	一式			
・ガス設備	一式			
・暖冷房設備	一式			
・換気設備	一式			
・さく井設備	一式			
・浄化槽設備	一式			
・昇降機設備	一式			
・機械式駐車設備	一式			
・撤去工事	一式		一式	

5．設備概要（⊙印のついたものは、主要方式を示す）

方式及び種別	設備概要
・給水方式	・水道直結　・増圧直結　・加圧送水 ・高置タンク（　・既存給水施設より供給）
・給水の種別	・上水　・井水　・雑用水（再利用水）
・排水方式	建物内の汚水及び雑排水　・分流式　・合流式 建物外の汚水及び雑排水　・分流式　・合流式 放流先　汚水　・下水道直放流　・浄化槽 雑排水　・下水道直放流　・浄化槽　・その他
・給湯方式	・局所方式　・中央方式
・消火設備種別	・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓 ・スプリンクラー　・泡消火　・二酸化炭素消火 ・連結散水　・不活性ガス消火
・ガス設備種別	・都市ガス　種別（　）　供給事業者： ・液化石油ガス
・暖冷房方式	共用部分　・パッケージ方式　・なし 専有部分　・ルームエアコン　・なし（別途） ・住戸セントラル方式（　・床暖房　・浴室暖房） ・

6．別途工事　・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事　・環境整備工事
・畳工事　・木製建具工事　・エレベーター工事　・汚水処理設備工事
・屋外電気設備工事　・屋外機械設備工事　・駐車場工事

本工事施工にあっては別途契約する上記工事の関係者と相互に協議し、常に協力的な態度で対応を図る。

Ⅱ　工　事　仕　様

1．共通仕様
1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書 機械編（平成28年度版）」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編　平成28年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部」及び「機械設備工事監理指針（平成28年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部」による。
2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2．特記仕様
1）項目は全て適用する。
2）特記事項は、(・)印のついたものを適用する。(⊙)印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
(・)印と※印のついた場合は、共に適用する。
3）項目又は特記事項に記載の（　）内の表示番号は、「共通仕様書」の該当項目を示す。
4）特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。
5）「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
6）熱帯材の使用削減に努める。
7）環境対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に努める。
8）ユニバーサルデザインへの対応に努める。

項目	特記事項
一般共通事項 1．一般事項	・工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ・工事受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
2．法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。 官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
3．公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象になった場合は、その調査時期が工事中または完成後であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め必要な協力をすること。
4．工事の一時中止(1.1.9)(1.1.12)	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の休制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の休制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
5．設計図書等の取り扱い(1.1.1)(1.1.6)	・本工事は工事請負契約約款に基き、施工する。 ・設計図書相互に相違がある場合の優先順位は下記による。 1．質問回答書 2．現場説明書 3．特記仕様書 4．図面 5．共通仕様書（平成28年度版） 6．公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（平成28年度版） 7．JIS その他公共規格およびこれに準ずる規格 疑義については、次による。 ・本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答書により確認するものとする。 ・本工事施工中に生じた疑義は、工事前に質疑応答書に準ずる記録書として作成する。 ・設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内において施工するものとする。
6．工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領(平成28年版)」による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編　平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
7．設計GL	※設計GL=GM±　　mm(現状地盤高※図示)
8．工事実績情報(CORINS)の登録(1.1.4)	※工事カルテ特記仕様書による。
9．施工計画書(1.2.2)	提出を要する施工計画書 (1)　総合施工計画書（仮設を含む、）　(2)　工種別施工計画書
10．施工管理体制に関する書類の提出(1-1.3.1)	建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する以下の事項について監督職員に提出する。 1．建設業法施工規則第14の2第1項に掲げる事項 2．安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び雇用管理責任者
11．電気保安技術者(1.3.2)	・適用する　　※　適用しない
12．関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
13．施工条件(1-1.3.3)	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Ｖｏ＝　　） 地表面粗度区分（　　） ・積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
14．災害時の安全確保(1-1.3.7)	工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を監督職員に提出する。
15．異常気象時等の報告	異常気象時（大雨警報・暴風警報・大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。
16．特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)の届出の有無 ※届出を要しない（対象工事でない）　・届出を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 (1)分別解体の方法 工程：・新築工事等　／　作業内容：建築設備工事※有　／　分別解体の方法：・手作業※手作業・機械作業併用

項目	特記事項
一般共通事項	(2)特定建設資材等廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類　再資源化等をする施設名称　所在地 ・コンクリート　・　・ ・コンクリート及び鉄から成る建設資材　・　・　・ ・木材　・　・　・ ・アスファルト・コンクリート 注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。 受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
17．発生材処理(1-1.3.9)	(1)　引渡しを要するもの　（・　　・　　） (2)　特別管理産業廃棄物　（・　　・　　） (3)　再資源化を図るもの　（・塩ビ管　・塩ビライニング鋼管） （・　　・　　） (4)　石綿含有品　（・フランジ用ガスケット(・配管・ダクト)） （・配管用成形保温材　・　　）
	撤去する配管、ダクト等の保温は分離する。引渡しを要する配管、ダクト等の保温は分離する。撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、適切に処理をすること。 配管、ダクトの支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
18．産業廃棄物管理票	(財)日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。
19．建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム(CORIS)」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。
20．環境への配慮(1-1.4.1)	(1)　建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ−ｎ−ブチル及びフタル酸ジ−２−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④③の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 条外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③ ただし、設計図書に規定がない場合は、監督職員と協議する。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
21．環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
22．地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
23．機材の品質等(1-1.4.2)	(1)　本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (2)　本工事に使用する機材のうち、外部機関が下記①～⑥の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督職員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督職員への提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。
24．機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督職員の承諾を受ける。また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能等を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。
25．技能士の適用(1-1.5.2)	本工事は下記の職種別技能士（※１級・２級）を適用し、資格証の写しを監督職員に提出する。 ※　配管（配管工事）　・建築板金（ダクト製作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）　・さく井（さく井工事） ・冷凍空気調和機器施工（空気調和機の据付及び調整）
26．公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1)　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2)　調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3)　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

項目	特記事項
一般共通事項 27．機材（工事材料）の検査等(1-1.5.4)(1-1.5.6)	現場に搬入したすべての機材について、自主検査記録（任意様式）を提出すること。 ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。
28．室内の空気中の化学物質濃度の測定(1-1.5.8)	ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 ・要　　※　不要 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び箇所数は、監督職員の指示による。
29．アスベスト分析	※行わない　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
30．アスベスト粉じん濃度測定	※行わない　・行う（　　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
31．排出ｶﾞｽ対策等	使用する建設機械は排出ｶﾞｽ対策及び低騒音型とする。
32．既存部の汚損等	工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならい補修する。
33．耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は表１による。 ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の質量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。 設置場所：上層階・屋上階及び塔屋　設備耐震クラス分類 s クラス 2.0　a クラス 1.5　b クラス 1.2 中間階　1.5　1.0　0.72 地下階及び１階　1.0　0.6　0.48 地下階及び１階に設置する水槽　1.5　1.0　0.72 ※防振支持する場合は、設備機器の応答倍率を考慮し、Bクラスのときはｋクラスを、Ａクラスのときは Sクラスを適用する。 本施設は（・防災上重要な機能を必要とする防災拠点等　※　防災上重要な施設　・一般の施設）とする。 機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。 クラス：防災拠点等及び防災上重要な施設：一般の施設 s クラス：・タンク類・ポンプ類・　・　・ a クラス：・ガス機器・配管・ダクト・　・　・　・タンク類・ポンプ類・ガス機器・ b クラス：s、a クラス以外の機器等：s、a クラス以外の機器等 ※あと施工アンカーは原則として おねじ形とし、めねじ形を使用する場合は監督員と協議すること。 ・あと施工アンカーの引き抜き試験　・行う　※行わない
34．施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するもの
35．検査(1-1.6.2)	中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　・対象外工事 工事施工途中における技術検査の実施回数等は監督員の指示による。
36．完成図等(1-1.7.2)	※ 現場説明書による。
37．電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（ ※ 有り　・ 無し ） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課	作図	日付	工事名称：県営住宅○○団地○○○○○○○○○工事
㈱　○○○○○○設計事務所　管理建築士　○○　○○　一級建築士登録　第○○○○○○○号			図面名称：県営住宅機械設備工事特記仕様書(R１．６)　1/3

縮尺　　図面 No　1

添付資料 12－11

項目	特記事項
一般共通工事	
1．監督職員事務所 (2-4,1,1)	※　設けない（受注者事務所に打合せ会議室を確保する） ・　設ける（・既存建物内の一部を使用する・構内に新設する） 　　備品（　　）
2．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、引返しまで受注者の負担とする。
3．電源周波数	・　５０Ｈｚ　　・　６０Ｈｚ
4．工事用仮設物	構内に作ることが　　※　できる　　・　できない
5．養生	養生範囲（　　） 養生方法（　　）
6．足場その他	※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場の種別　　※脚立、足場板等　　・ 外部足場の種別　　※枠組足場　　・ 枠組足場を設ける場合、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関基準」における2の(2)手すり親綱方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・外部足場の防護シートによる養生 （・養生ネット・養生シート(・Ⅰ類・Ⅱ類)・ネット状養生シート(・Ⅰ類　・Ⅱ類)） （・防音シート　・防音パネル　・　　・　　・　　）
7．発生土処理 (2-4,2,1)	※構内敷きならし ・構内搬出通正処理　片道の運搬距離（　）km、DID区間（・有　・無） ・構内指示の場所にたい積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
8．埋戻し、盛土 (2-4,2,1)	各工事種目で別に指定されたもの以外は下記による。 ※　根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類） ・　山砂の類
9．地中埋設標等	地中埋設標　　・　要（・　屈曲点　・　図示による）　・　不要 埋設表示テープ　・　要（排水管を除く）　・　不要
10．鋼管用伸縮管継手 (2-2,2,7,1)	※　ベローズ形　　・　スリーブ形
11．保温 (2-3,1,5)	図面に特記のない場合の保温材は下記によるほか共通仕様書12章3節による。 一　　般　　※ グラスウール 　　※ ポリスチレンフォーム 屋外、多湿箇所(給水管)※ ポリスチレンフォーム 〃　　(給水管以外)※ グラスウール　・ ロックウール 防火区画貫通部　　※ ロックウール 高　温　部　　※ ロックウール 図面に特記のない場合の保温筒所は下記によるほか共通仕様書12章3節による ・保温要（　・消火管　　・　　）
12．ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ部 (2-2,4,1)	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
13．建物導入部配管 (2-2,4,1)	・不等沈下のおそれがある場合は、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）によるフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。 ・変位吸収方法については図面に特記なき場合は、スリークッションにより施工する。（可とう性を有する管種は除く）
14．異種管の接合 (2-2,5,17)	接合要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
15．ステンレス管の接合方法	呼び径75Su以上　・ハウジング形管継手接合　　・　フランジ接合　　・　溶接接合 呼び径60SU以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手（※ 拡管式　・ プレス式 ）
16．水槽類	水槽類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
17．屋上配管 (2-2,6,1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
18．屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製　　・ 亜鉛メッキ　　・
19．管の防食	保温を施さない鋼管類でコンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、防食用ビニールテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。
20．吊り及び支持 (2-2,6,3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
21．機器廻り配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
22．基礎	機器の基礎は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
23．亜鉛めっき以外の鉄面のさび止め塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント(JIS K 5674) ・
24．凍結深度	凍結深度（　　mm）以上とする。
25．総合調整 (2-1,3,2)	※　本工事において下記の項目の総合調整を行い報告書を提出する。　・　別途 ・　風量調整　　・　水量調整　　・　室内外空気の温湿度の測定 ・　室内気流及びじんあいの測定　　・　騒音の測定 ・　飲料水の水質の測定（水道法施行規則による水質検査）
26．ｺﾝｸﾘｰﾄ圧縮強度試験	※　行わない　・行う（　　） ただし現場での試験を行わない場合は工場での試験成績書を提出すること。
27．配管雑材料	配管支持材の防振ゴム ・　適用する　　※　適用しない
衛生器具設備	
1．大便器洗浄弁 (5-1,1,8)	※　洗浄タンク方式　　・　洗浄弁方式（　・　電気開閉式　　・　手動式）
2．便器洗浄用タンク	※　手洗付　　・　手洗なし
3．温水洗浄便座加熱方式 (5-1,1,13)	※　貯湯式　　・　瞬間式
4．器具付属水栓 (5-1,1,6)	※　節水こま　　・　普通こま
5．自動水栓 (5-1,1,7)	電源種別　　・　AC100V　　・　乾電池　　・　自己発電 手動スイッチ　・　有　　・　無
6．小便器自動洗浄 (5-1,1,2)	電気開閉式（　・　小便器一体型　　・　分離型）
7．洗面化粧ユニット	付属品の排水管及びトラップの材質 ※　樹脂製　　・　金属製
8．機材の品質等 (1-1,4,2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 便　器　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 洗面化粧ユニット　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 洗濯機用防水パン　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 浴　槽　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　）
給水設備	
1．量水器	親メーター　　※　貸与　・　買取　（隔測メーター　・　有　・　無） 子メーター　　・　貸与　※　買取　（隔測メーター　・　有　・　無） 各戸メーター　　・　貸与　・　買取　（隔測メーター　・　有　・　無）
2．量水器桝	※　水道事業者指定品（　・　貸与　・　買取）
3．配管材料 (2-2,1,2,5)	一般配管 ※　塩ビライニング鋼管（　・　VA　　※　VB） ・　ポリ粉体ライニング鋼管（　・　VA　　・　VB） ・　ステンレス鋼管（　　） ・　ビニル管（　・　VP　　・　HIVP） ・ 地中埋設配管 ※　塩ビライニング鋼管（VD）（40A以下） ・　ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・　ステンレス鋼管（　　） ・　ビニル管（　・　VP　　・　HIVP　　・　　） ※　水道配水用ポリエチレン管（50A以上） ・ 住戸内配管 ※　架橋ポリエチレン管（　・　融着　　※　メカニカル） ・　ポリブテン管　　（　・　融着　　・　メカニカル）
4．配管接合	ねじ接合　　※ 100A 以下　　・　　A 以下 フランジ接合　　※ 125A 以上　　・　　A 以上　（FVB、FVDとする）
5．弁類	水道直結部分　　※　JIS又はJV10K　　・　水道事業者の規定による（　　K） その他の部分　　※　JIS又はJV10K　　・　JIS又はJV5K 屋外埋設弁（呼び径75A以上） ・　水道用仕切弁　　・　水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・　水道用ソフトシール仕切弁　　・　水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
6．水栓類	屋内（　※　一般水栓　　・　耐寒水栓）　泡沫式とする箇所（　　） 屋外（　※　耐寒水栓　　・　一般水栓）　耐寒水栓はJWWAの認証品とする
7．埋設深さ	一般敷地内（　※　300mm以上　　・　　mm以上） 敷地内車道（　※　600mm以上　　・　　mm以上） 公道部分　（　※　水道事業者及び道路管理者の規定による）
8．埋設弁開閉用ハンドル	本工事に　※　含む（水道事業者管理用は除く）　・　含まない 配管に設ける弁類には、開閉表示を（※行う　・行わない） （土中埋設の弁類も同様）
9．水道加入金等	水道加入金　　※　要（　・　本工事　　※　別途）　・　不要 ・　その他（　　） 設計審査料　　※　要（ ※　本工事　　・　別途）　・　不要 ・　その他（　　） 工事検査料　　※　要（ ※　本工事　　・　別途）　・　不要 ・　その他（　　）
10．騒音測定	ポンプ機器類の騒音測定を機器据付け後に行う、測定場所は、ポンプ室内、ポンプ室出入口附近及び直近住戸とする。 なお、測定結果書を監督員に提出する
11．緊急遮断弁装置	駆動方式　　※電気式　　・機械式
12．ポンプ	電動機の極数は、（　※ 4極　　・ 2極　）とする。 ただし、加圧給水ポンプについてはこの限りではない。
13．機材の品質等 (1-1,4,2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給水ポンプシステム　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） さや管ヘッダー配管システム　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） ※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　）
排水設備	
1．配管材料 (2-2,1,2,6)	屋内汚水管（共用部分） ※　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ・　鋳鉄管 ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VF） ※　耐火二層管 屋内雑排水管（共用部分） ※　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ・　鋳鉄管 ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VP） ・　耐火二層管 屋内汚水管（専有部分） ・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ・　鋳鉄管 ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VF） ※　耐火二層管 屋内雑排水管（専有部分） ・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管 ・　鋳鉄管 ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VP） ※　耐火二層管 通気管 ※　配管用炭素鋼鋼管（白） ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VF） ※　耐火二層管 屋外地中管 ・　ビニル管（　・　VP　・　RF-VP） ※　ビニル管（VD）
2．排水桝 (5-1,8,1)	図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。 改良桝は本特記仕様書標準図による。 桝用ふた　　鋳鉄製防臭型　(注)公共下水道の場合は市町の指導による。 汚水、雑排水、雨水等の文字を入れ、鎖付とする。
3．掃除口	横主管の補除口は１０ｍ以内毎に設置する。
4．放流負担金等	放流負担金　　・　要（　・　本工事　　・　別途）　　・　不要 ・　その他（　　）
給湯設備	
1．配管材料 (2-2,1,2,5)	一般配管 ・　耐熱性ライニング鋼管 ・　ステンレス鋼管（　　） ・　銅管　　・　被覆銅管　　・　保温付被覆銅管 住戸内配管 ※　架橋ポリエチレン管（　・　融着　　※　メカニカル） ・　ポリブテン管　　（　・　融着　　・　メカニカル）
2．弁類	※　JIS又はJV 5K　　・　JIS又はJV10K ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
3．給湯器ユニット	下記によるほか、特記がなければ「公共住宅建設工事共通仕様書」の「機材の品質・性能基準」以上の性能を有するもの。 ※ 潜熱回収型20号（熱効率90.0%以上　給湯専用） ・ 瞬間式20号（給湯専用）
3．機材の品質等 (1-1,4,2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯器ユニット（ガス給湯機）　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 電気温水器（電気給湯機）　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） ヒートポンプ給湯機（電気給湯機）　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 太陽熱利用システム　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　） 家庭用燃料電池ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ　　※　機材の品質・性能基準 ・　その他（　　）

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課 ㈱　○○○○○○設計事務所　　管理建築士　○○　○○　　一級建築士登録　第○○○○○○号		作図	日付	工事名称　県営住宅○○団地○○○○○○○○○○工事 図面名称　県営住宅機械設備工事特記仕様書(R１．６)　2/3	縮尺	図面　No 2

添付資料 12－12

項目		特記事項
ガス設備	1．配管材料	一般　※ ガス事業者の規定による　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中埋設部　※ ガス事業者の規定による　・ ポリエチレン管
	2．都市ガス	各戸ガスメーター　※ ガス事業者設置 引込負担金　・ 不要　・ 要（ ・ 別途工事　・ 本工事）
	3．液化石油ガス	各戸ガスメーター　※ ガス事業者設置 ガスボンベ　※ 貸与　・ 買取 集合装置及び配管委頒は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
	4．ガス漏れ警報器	図示による（ ・ 分離形　・ 一体形）　・ 別途工事 外部出力端子　・ 有　・ 無
	5．調理用ガス機器	各戸ガスコンロ（ ・ 組込型　・ 据置型　・ 別途工事）
消火設備	1．配管材料 (2-2,1,2,5)	一般配管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ 合成樹脂管（共同住宅用スプリンクラー） 地中埋設配管 ・ 外面被覆鋼管（ ・ SGP-VS　・ STPG370-VS）
	2．屋内消火栓種別	・ 易操作性１号消火栓　・ ２号消火栓　・ 広範囲型２号消火栓
	3．消火栓開閉弁	・ １ＭＰａ　・ ２ＭＰａ
暖冷房設備	1．設計温湿度条件	外気：温度(DB) ℃、湿度(RH) % 屋内（調整目標値）一般：温度(DB) ℃、湿度(RH) % 屋内（調整目標値）一般：温度(DB) ℃、湿度(RH) % 夏期　℃　%　℃　%　℃　% 冬期　℃　%　℃　%　℃　%
	2．長方形ダクトの区分	・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板　・ スライド）
	3．配管材料 (2-2,1,2,4) (2-2,1,2,5)	冷媒配管 ・ 銅管　・ 保温化粧ケース（ ・ 有　・ 無） ・ 断熱材被覆銅管 住戸内配管（温水暖房） ・ 架橋ポリエチレン管（ ・ 融着　・ メカニカル） ・ ポリブテン管　（ ・ 融着　・ メカニカル）
	4．機材の品質等 (1-1,4,2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 住戸セントラル暖房方式　※ 機材の品質・性能基準 （暖・冷房システム）　・ その他（　　）

項目		特記事項
換気設備	1．ダクト材料	台所 ・ 鉄板スパイラルダクト ※ ステンレスダクト 浴室、洗面所、便所（住戸内） ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ ・ VP　・ RF-VP　・ 2管路） ※ 換気用耐火二層管　（ ・ 単管路　・ 2管路） 共用部 ・ 鉄板スパイラルダクト ※ ステンレスダクト
	2．長方形ダクトの区分	※ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板　・ スライド）
	3．ダンパーの固定方法 (3-2,3,3)	図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
	4．機材の品質等 (1-1,4,2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 換気扇類及び換気口等　※ 機材の品質・性能基準 （換気ユニット）　・ その他（　　）
さく井設備	1．種別	・ 浅井戸　・深井戸
	2．掘削方式	・ ロータリー式　・ パーカッション式　・ ダウンザホールハンマ式
	3．ケーシング	※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）
	4．ストレーナー	・
	5．電気検層	※ ステンレス製巻線型　・
	6．水質検査	※ 連続測定　・ スポット測定 ※ 行う（原水全項目）　・ 行わない
浄化槽設備	1．処理方式	合併処理　・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による。第（ ）（　　方式）
	2．処理能力	処理対象人員　人 処理水量　m3/日
	3．本体構造	・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製 ・ コンクリート製　・ ＦＲＰ製
	4．放流水質	BOD　ppm 以下
	5．配管材料	・ 一般配管用ステンレス鋼管（　　） ・ 耐熱性硬質塩化ビニル管　（　　） ・ 配管用炭素鋼鋼管(白)　（　　） ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)（　　） ・
	6．土留め工法	・
撤去工事	冷媒（フロン系）の回収及び破壊	※ 無　・ 有 （１）冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行うこと。 また、法に規定するものの他、次の書類を監督職員に提出すること。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類の処理に関する証明書（充填証明書、回収証明書） （２）行程管理票の様式は、監督員の指示による。 （３）家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む。）を行ない、監督員に次の書類を提出する。 （ア）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

表１
設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。
ガイドライン：静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン(平成25年度)
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	左記のうち、横引き配管などの支持
防災上重要な機能を必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

＊ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

別表

名称
配管類
・給水管
・排水管
・冷温水管
・冷媒管
・
弁類
・仕切弁
・バタフライ弁
・逆止弁
・緊急遮断弁
・
※ポンプ類
・給水用ポンプ
・空調用ポンプ
・消火ポンプ
・
・
※タンク類
・受水槽
・高架水槽
・貯湯槽
・膨張水槽
・
空気調和設備工事用機材
・パッケージエアコン
・空気調和機（AHU）
・冷却塔
・ヘッダー
・
自動制御機器類
・中央監視盤
・リモート盤
・
・
・
給排水衛生設備工事用機材
⊙衛生器具
⊙水栓
・組立てマンホール
⊙給湯器
・
浄化槽
・ＦＲＰ浄化槽
・動力盤、制御盤
・ブロワー
・
・
さく井
・スクリーン
・
・
・
・
その他
・スリーブ（つば付鋼管）
・
・
・
・

表のうち選択する事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印のない場合は、※印を適用する。

その他
１）ステンレス材を酸洗いした場合、その廃液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課		作図	日付	工事名称	県営住宅○○団地○○○○○○○○○○工事	縮尺	図面 No
㈱ ○○○○○○設計事務所　管理建築士 ○○ ○○　一級建築士登録 第○○○○○○号				図面名称	県営住宅機械設備工事特記仕様書 (R1,6) 3/3		3